

訴 状

1997年8月11日

東京地方裁判所 御 中

原告ら訴訟代理人 弁護士	土	屋	公	献
同	一	瀬	敬	一 郎
同	鬼	束	忠	則
同	西	村	正	治
同	千	田		賢
同	椎	野	秀	之
同	萱	野	一	樹

中華人民共和国浙江省衢州市楊家巷捌拾肆號

原 告 程 秀 芝

外107名（別紙原告目録記載のとおり）

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号

被 告 国

上記代表者法務大臣 松 浦 功

謝罪及び損害賠償請求事件

訴訟物の価格 10億8000万0000円

ちょう用印紙額 訴訟救助申立中

予納郵券 6400円

請 求 の 趣 旨

1、被告は、各原告に対し左記謝罪文を交付し、かつ同謝罪文を官報に掲載せよ。

記

日本国は、中国に対する侵略戦争において、国際法で禁止されていた細菌兵器を使用して中国人を殺傷することを企て、ペスト菌・コレラ菌などを培養して多くの中国人などに人体実験を行ったうえ、731部隊や1644部隊などのいわゆる細菌戦部隊に細菌戦を実行させて、中国各地でペスト菌・コレラ菌等を撒布するなどしました。

日本国は、右の細菌戦の結果、1940年から1942年にかけて、中国浙江省の衢州市、義烏市、崇山村、寧波市、江山市及び湖南省の常德市、石公橋鎮、桃源県において、東京地方裁判所係属の1997年（ワ）第16684号事件の原告らの肉親ないし原告ら自身などの多数の中国人を、ペストないしコレラに罹患させて殺傷しました。

ここに、日本国政府を代表して、右の裁判の原告の方々に、日本国が、国際法に明白に違反する、人類史上稀にみる非人道的な残虐行為である細菌戦を行い、計り知れない被害をもたらしたことについて深く謝罪いたします。

加えて、日本国が、これら細菌戦の事実を50数年間にわたって隠蔽し続けるという誠に恥ずべき卑劣な行為を行い、今日まで長期にわたり細菌戦被害者の方々に癒えることのない悲しみと苦痛を強い続けてきたことについて深く謝罪いたします。

日本国政府は、右の謝罪にふまえ、二度と細菌戦を繰り返さないことを決意するとともに、日本国が行った細菌戦に関する文書や資料で国や公共団体が保管するすべてのものを公開するなどして細菌戦の加害と被害に関する事実について徹底した事実調査を行うこと、また歴史教育を行うなどして日本国が中国に対する侵略戦争の中で細菌戦を行った事実を後世に伝えること、さらに日本と中国の間の真の友好と信頼の関係を築くためにあらゆる努力を傾注することを約束いたします。

199 年 月 日

内閣総理大臣 橋 本 龍 太 郎

記

中華人民共和国浙江省衢州市楊家巷捌拾肆號

程 秀 芝

(以下、107名分省略)

- 2、被告は、原告らに対し、それぞれ金1000万円及びこれに対する訴状送達の日
の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 3、訴訟費用は、被告の負担とする。
- との判決及び仮執行の宣言を求める。

請 求 の 原 因

目 次

序 論	-----
第1 本件細菌戦被害の発生	-----
1、被告の細菌戦と中国6地域の被害	-----
2、衢州における細菌戦被害の発生	-----
3、義烏における細菌戦被害の発生	-----
4、崇山村における細菌戦被害の発生	-----
5、寧波における細菌戦被害の発生	-----
6、常德における細菌戦被害の発生	-----
7、江山における細菌戦被害の発生	-----
第2 被告の細菌戦	-----
1、被告の細菌戦部隊の創設	-----
2、1939年から45年にかけての被告の細菌戦	-----
第3 被告の細菌戦と本件各被害の因果関係	-----
1、細菌戦による衢州のペスト被害	-----
2、細菌戦による義烏のペスト被害	-----
3、細菌戦による崇山村のペスト被害	-----
4、細菌戦による寧波のペスト被害	-----
5、細菌戦による常德のペスト被害	-----

6、細菌戦による江山のコレラ被害	-----
第4 被告による細菌戦の隠蔽	-----
1、細菌戦隠蔽という新たな国家犯罪	-----
2、秘密作戦としての細菌戦	-----
3、敗戦直前の被告による隠蔽	-----
4、戦後における被告とアメリカ合衆国政府による隠蔽	-----
5、1980年代における被告の隠蔽	-----
第5 細菌戦の事実の解明	-----
1、井本熊男の業務日誌の発見	-----
2、1940年の細菌戦に関する井本日誌	-----
3、1941年の細菌戦に関する井本日誌	-----
4、1942年の細菌戦に関する井本日誌	-----
5、細菌戦部隊の旧隊員及び中国人被害者の体験供述	-----
第6 被告の責任	-----
1、中国戦争被害者の損害賠償請求権	-----
2、ハーグ条約第3条に基づく損害賠償請求権	-----
3、中国法に基づく損害賠償請求権	-----
第7 原告らの損害	-----
1、衢州の原告らの損害	-----
2、義烏の原告らの損害	-----
3、崇山村の原告らの損害	-----
4、寧波の原告らの損害	-----
5、常德の原告らの損害	-----
6、江山の原告らの損害	-----
第8 結語	-----

序 論

本件訴訟は、戦争中、日本軍が使った細菌兵器で被害を被った中国人の原告たちが、日本政府に対して、損害賠償を求めるものである。細菌戦の被害者が、日本政府を被告として、損害賠償の訴訟を提起するのは、これが初めてである。

そこで、この序論では、戦争犯罪による被害はいかに回復されるべきかという問題、とくに細菌戦被害とその賠償問題の根本にある事柄について触れ、裁判所に本件裁判の重大さについて注意を喚起したい。

人類の歴史上、戦争によって人間同士が殺しあうようになったのは、最近の数千年にすぎない。しかも、その数千年の間に、人類は、戦争に対する見方を徐々に変えてきたのであり、明らかに戦争手段を規制する方向に変わってきた。とくに第1次世界大戦以降においては、1928年の不戦条約に象徴されるように、違法戦争観が定着して国際法の原則とされるようになってきたのである。細菌兵器を国際法が禁止したのは、このような違法戦争観の当然の帰結であった。

それにも拘らず、日本軍は、国際法違反を充分に認識しながら、秘密裏に細菌兵器を開発し、実戦で殺戮の道具としてこれを使ったのである。

日本軍がアジアの諸国に対して行った戦争の残虐さは、すでに歴史事実として明らかになっているところであるが、その残虐さの根源には、戦争に勝つためには手段を選ばず、その戦争手段は全く無制限であるという日本政府の基本的な認識が存在している。

したがって、国策として細菌兵器を使用することを決め、そのために国際法を充分自覚しつつあえてこれを破った日本政府の施策は、まさに日本の姿勢そのものを象徴するものとして指弾されなければならない。

ところで、日本軍が開発した細菌兵器の主力は、ペスト菌である。ペストがいかに恐るべき疫病であるかは、4000万人ともいわれる、つまりヨーロッパの人口の約3分の1にも当たる人々が死亡したという14世紀の「ペスト大流行」の歴史事実を想起するだけで充分である。ちなみにペストは、その後も、17世紀はイギリスなどヨーロッパで、さらに19世紀末から20世紀の10年代まではアジアで、大流行している。まさにペストは人類にとって脅威そのものだったのである。

一方、細菌に関する医学上の研究は、19世紀の後半から飛躍的に進んできたが、ペ

スト菌は、右に述べたアジアでのペスト流行の渦中である１８９４年に発見されている。人類は、ようやく忌まわしいペストの正体をつかまえたのである。ペスト菌の発見は、人類の英知の勝利であり、そのニュースは、世界的な大事件として報道され、ペスト予防対策に大いに役立った。

ところが、日本軍は、本来人の生命を救うべき医師（軍医）を使って、ペスト菌を人の生命を奪う兵器として用いたのである。これ程非人道的な暴挙は、かつて類例を見ない。

日本は、１９４５年８月にポツダム宣言を受諾し、連合国側に無条件降伏したが、その後行われた極東国際軍事裁判は、日本の戦争を侵略戦争と認定し、戦争犯罪者らへの処罰を行った。そして１９５２年の講和条約では、その極東国際軍事裁判の判決を受け入れることを確認し、日本は再び国際社会に復帰した。

ところが、何ということであろうか、細菌戦に関わった者たちのみは犯罪者としての糾弾から免れ、日本が、戦争遂行のために国家の政策として細菌兵器を開発したこと、これを用いて多くの捕虜を人体実験で殺害し、中国各地に撒布して何万という住民をペストで殺戮したという事実を、国家の方針として隠蔽したのである。

細菌戦という重大な戦争犯罪を犯しただけでなく、さらにこれを隠蔽するという新たな国家犯罪を犯していたのであって、これはまことに由々しい大事件である。

更に、日本政府は、今日でも、自ら保管する細菌戦に関する資料を隠匿し、事実を認めていないのである。

戦後５０年を超える現在に至って今更何故に提訴するのかという疑問に対しては、ここに至るまで提起し得なかった責任はいずれにあるのかと、反論したい。

したがって本件１０８名の原告らの賠償請求は、いまだかつて裁かれなかった細菌戦の戦争犯罪を、初めて法廷の場で裁くものである。

裁判所が、世界の注目の中で、歴史の事実と正面から向き合うことを、強く求めるものである。

第1 本件細菌戦被害の発生

1、被告の細菌戦と中国6地域の被害

中国の都市や農村では、1940年以降、人為的原因と疑われる極めて不自然なペストやコレラなどが流行した。それらの疫病の発生は、それを自然流行とみるには余りにも不自然な事実をいくつも伴っていた。たとえば、これら中国の都市や農村においては、過去にペストなどが流行したことが無かったことや、他方、ペスト流行地域で流行前に飛行機から穀物やノミなどが投下された事実や、あるいは日本軍の退却後に突然疫病が発生した地域があるなど、である。

日本軍は、徹底して秘密にしていたが、実際には、中国に対する侵略戦争の中で、いわゆる731部隊等を実行部隊として、中国の都市や農村にペスト菌やコレラ菌などを用いた細菌戦を行っていた。細菌戦の詳細は、後に第2、第3の各章で述べるが、その時期は中国各地で前述の不自然な疫病が発生した時期と重なっている。

後に第4章で述べるような経過を経て、今日では、1940年以降に中国の各地で発生したペストやコレラなどの疫病の流行が、実は、日本軍の細菌戦によるものであることが判明している。

本件裁判で損害賠償を請求するのは、次の6つの地域で発生した細菌戦被害についてである。ただし次の④はコレラ被害、その他の5箇所はペスト被害である。

①^{ジョージアン}浙江省の^{チュンジョウ}衢州市。日本軍は、1940年10月、飛行機から細菌戦を行った。

②^{ニンボ}浙江省の寧波市。日本軍は、1940年10月、飛行機から細菌戦を行った。

③^{フウナン}湖南省の^{チャンデ}常德市。日本軍は、1941年11月、飛行機から細菌戦を行った。

④^{ジアンシャン}浙江省の江山市。日本軍は、1942年8月、地上作戦として細菌戦を行った。

⑤^{イウ}浙江省の義烏市。衢州で流行したペストが義烏市街地に伝播し、1941年の10月ころから爆発的に流行した。

⑥^{チョオンシャン}浙江省の崇山村。義烏の市街地で流行したペストが、その周辺に伝播し、さらに崇山村に伝播し、1942年の10月ころから爆発的に流行した。

なお、以下では、⑤と⑥は、①からの伝播なので、①の後に続けて述べる。

2、^{チュジョウ}衢州における細菌戦被害の発生

浙江省衢州の細菌戦被害の死亡者は、1940年11月から翌41年12月の間に、少なくとも1200名にのぼるが、そのうち、原告らの3親等内の親族である死亡者は次の被害者番号1ないし6の6名である。（なお、同番号は6地域通しの番号とする。また、被害者の死亡日ないし発病日は、すべて1940年代なので、西暦の下2桁のみを表示する。以下、同じ。）

№	死 亡 者	性別	年齢	死 亡 日	原告との続柄
1	^{チョン} 程 ^{フォン} 鳳 ^ナ 娜	女	18歳	40年12月7日	原告程秀芝の姉
2	^ウ 呉 ^{トゥ} 土 ^{イン} 英	女	12歳	40年11月15日	原告呉土福の姉
3	^{ジュ} 祝 ^{ルウ} 汝 ^{ソオン} 松	男	16歳	41年4月12日	原告祝汝涛の弟
4	^{ヤン} 楊 ^{ホオイ} 恵 ^{フォン} 風	男	38歳	41年3月28日	原告楊大方の父
5	^{イエ} 葉 ^{コオン} 孔 ^シ 氏	女	63歳	41年4月	原告葉賽舟の祖母
6	^{イエ} 葉 ^{ソオン} 松 ^{ユアン} 元	男	40歳	41年3月	原告葉賽舟の伯父

また、衢州で発生した細菌戦被害は、右のような死亡者の発生にとどまらない。多くの死者・患者の家族は、防疫のため強制的な収容措置を受け、さらに住居を焼燬されるなどの被害を被った。

3、^{イウ}義烏における細菌戦被害の発生

浙江省義烏市市街地の細菌戦被害の死亡者は、1941年9月から1942年2月の間に、少なくとも215名にのぼるが、そのうち、原告（または傍線を付した原告の被相続人）の3親等内の親族である死亡者は、次の被害者番号7ないし68の62名である。

№	死 亡 者	性別	年齢	死 亡 日	原告との続柄
7	ジン 金 アル 祥	男	44歳	41年11月16日	原告金祖昌の父
8	ジン 金 ズウ 元	男	12歳	41年11月24日	原告金祖昌の弟
9	ジン 金 シアオ 元	男	8 歳	41年12月 5 日	原告金祖昌の弟
10	ス 嗣 グアン チ妻	女	80歳	41年10月 5 日	原告呉圻林の祖母
11	ウ 呉 イン 牛	男	12歳	41年10月28日	原告呉圻林の兄
12	ウ 呉 ジャン 珠	女	4 歳	41年10月31日	原告呉圻林の妹
13	チェン 陳 ジュ イン 英	女	62歳	41年11月19日	原告金祖惠の祖母 原告金祖池の祖母
14	ウ 呉 ツァイ イン 英	女	41歳	41年11月21日	原告金祖惠の母 原告金祖池の母
15	ジン 金 バオ チャイ 釵	女	8 歳	41年11月29日	原告金祖惠の妹 原告金祖池の妹
16	ロウ 樓 ラン イン 英	女	76歳	41年12月18日	原告王惠光の祖母
17	ホ 何 シウ シュン 順	女	51歳	41年12月 7 日	原告王惠光の母
18	ワン 王 ホイ シアン 香	女	25歳	41年12月 5 日	原告王惠光の姉
19	ロウ 樓 チイ ルウ 禄	男	1 歳	41年12月 6 日	原告王惠光の甥
20	ロウ 樓 リアン チ 池	男	15歳	41年12月24日	<u>原告樓啓才の亡父</u>
21	モン 孟 ジャン リン 林	男	58歳	41年10月	の弟
22	モン 孟 ス メイ 妹	女	14歳	41年11月 5 日	原告孟賢富の父
23	ロウ 樓 シアオ ファン 芳	女	3 歳	41年10月24日	原告孟賢富の妹
24	ジン 金 ホア シ 喜	男	46歳	41年10月29日	原告樓秋星の妹
25	ジン 金 イン シアン 香	女	10歳	41年10月28日	原告金仁均の父
26	ジン 金 ホア ハイ 海	男	42歳	41年10月30日	原告金仁均の妹
27	ジュ 朱 ホ フォン 鳳	女	44歳	41年11月 3 日	原告金仁均の叔父
28	ジュ 朱 グォイ フォン 鳳	女	51歳	41年11月 6 日	原告樓賽君の母
29	ジュ 朱 ビン タン 堂	男	49歳	41年11月 7 日	原告樓賽君の伯母

№	死 亡 者	性別	年齢	死 亡 日	原告との続柄
30	張 翕 氏 ジャン ユイ シ	女	60歳	41年12月31日	原告楼賽君の伯父
31	何 菊 鳳 ホ ジュ フォン	女	30歳	41年10月17日	原告張曙の祖母 原告葉樟基の母 原告葉小基の母
32	楼 紹 通 ロウ シャオ トン	男	35歳	41年12月 3 日	原告何関南の姉
33	楼 齊 ロウ チィ ガオ	男	5 歳	41年12月 4 日	原告楼齊龍の父
34	姚 小 田 ヤオ シアオ ティエン	男	39歳	41年11月26日	原告楼齊龍の弟 原告姚選宝の父
35	姚 7 妹 ゴォン チィ メイ	女	35歳	41年11月21日	原告姚選宝の母
36	姚 根 生 ヤオ ゲン ション	男	14歳	41年11月30日	原告姚選宝の兄
37	姚 菊 如 ヤオ ジュ ルウ	女	5 歳	41年11月24日	原告姚選宝の姉
38	姚 樟 田 ヤオ ジャン ティエン	男	47歳	41年12月 1 日	原告姚選宝の伯父
39	姚 選 東 ヤオ シュアン ドン	男	27歳	41年11月30日	原告姚選宝の叔父
40	楼 金 榮 ロウ ジン ルウオン	男	50歳	41年11月25日	原告楼賽男の父
41	黄 順 英 ホァン シュン イン	女	50歳	41年11月28日	原告楼賽男の母
42	楼 良 春 ロウ リアン チュン	男	7 歳	41年11月30日	原告楼賽男の弟
43	楼 忠 四 ロウ ジョォン ス	男	48歳	41年11月30日	原告楼賽男の叔父
44	陳 応 奎 チュン イン クォイ	男	56歳	41年12月 4 日	原告陳知法の父
45	陳 知 松 チュン ジ ソン	男	25歳	41年12月 3 日	原告陳知法の兄
46	譚 茂 南 タン マオ ナン	女	43歳	41年11月 8 日	原告楼肇松の母
47	陳 章 漢 チュン ジャン ハン	男	31歳	41年12月 4 日	原告陳学能の亡父の父
48	朱 良 蘭 ジュ リアン ラン	女	24歳	41年12月 4 日	原告陳学能の亡父の母
49	陳 朱 氏 チュン ジュ シ	女	52歳	41年12月 6 日	原告陳学能の亡父の祖母
50	陳 文 賚 チュン ウェン ユイ	男	59歳	41年12月 4 日	原告陳良福の叔父
51	王 者 春 ワン ジョ チュン	女	9 歳	41年12月 7 日	原告張桂娥の長女
52	傅 宝 蘭 フッ バオ ラン	女	30歳	41年11月28日	原告楼愛妹の母

№	死 亡 者	性別	年齢	死 亡 日	原告との続柄
53	楼 忠 後 ロウ ジョオン ホウ	男	31歳	41年12月 5 日	原告楼良琴の父
54	李 球 英 リ チイウ イン	女	34歳	41年12月 1 日	原告楼良琴の母
55	楼 雲 蘭 ロウ ユン ラン	女	14歳	41年12月 5 日	原告楼良琴の姉
56	楼 春 香 ロウ チュン シアン	女	8 歳	41年12月 6 日	原告楼良琴の姉
57	楼 園 球 ロウ ユアン チイウ	女	34歳	41年12月 8 日	原告楼良琴の伯母
58	馬 嘉 英 マ ジイア イン	女	61歳	41年11月30日	原告楼春娥の祖母
59	黄 肖 梅 ホアン シアオ メイ	女	50歳	41年11月28日	原告楼春娥の母
60	呉 福 官 ウ フウ グアン	女	49歳	41年12月 7 日	原告楼仁錦の母
61	楼 三 妹 ロウ サン メイ	女	12歳	41年12月11日	原告楼仁錦の妹
62	楼 章 松 ロウ ジャン ソオン	男	51歳	41年12月 4 日	原告楼良田の父
63	王 鳳 蘭 ワン フォン ラン	女	42歳	41年11月28日	原告劉華榮の母
64	劉 月 娥 リイウ ユエ オ	女	7 歳	41年12月 2 日	原告劉華榮の妹
65	張 錦 寿 ジャン ジン ショウ	男	53歳	41年11月28日	原告張彩和の父
66	傅 宝 琴 フッ バオ チン	女	41歳	41年12月 2 日	原告張彩和の母
67	呉 大 妹 ウ ダ メイ	女	26歳	41年11月28日	原告樓仁耀の母
68	施 秋 蓮 シ チイウ リエン	女	53歳	41年11月30日	原告楼仁榮の母

また、義烏で発生した細菌戦被害は、右のような死亡者の発生にとどまらない。
 ペスト流行地区の多くの死者・患者の家族や住民たちは、住居や生業を捨てて逃亡し、
 あるいは同地区の封鎖後はここに閉じ込められて感染の恐怖にさらされるなどの被害を
 被った。

4、チョオンシヤン 崇山村 における細菌戦被害の発生

浙江省義烏市崇山村の細菌戦被害の死亡者は、1942年10月から同年12月の

間に、少なくとも３９６名にのぼるが、そのうち、原告（または傍線を付した原告の被相続人）の３親等内の親族である死亡者は、次の被害者番号69ないし137の６９名である。

№	死 亡 者	性別	年齢	死 亡 日	原告との続柄
69	ワン マオ ユン 王 茂 雲	男	50歳	42年10月下旬	原告王仕化の父
70	ワン アル メイ 王 二 妹	男	30歳	42年11月上旬	原告王仕化の叔父
71	ワン ホアン ジャン 王 煥 章	男	59歳	42年10月14日	原告王松良の祖父
72	ワン ジイ ファ 王 基 法	男	39歳	42年10月22日	原告王松良の伯父
73	ワン フォン ガオ 王 鳳 ・	男	31歳	42年11月上旬	原告王松良の伯父
74	ワン ジイ ルウ 王 基 炉	男	25歳	42年11月	原告王松良の叔父
75	ワン ジイ イオウ 王 基 有	男	6 歳	42年11月 6 日	原告王錦悌の弟
76	ワン ジャン ガオ 王 樟 ・	男	62歳	42年11月上旬	原告王錦悌の伯父
77	ワン ホアン ルウ 王 煥 禄	男	41歳	42年11月中旬	原告王錦悌の叔父
78	ワン ユン ジュ 王 雲 菊	女	16歳	42年11月上旬	原告王希存の姉
79	ゴォン グォイ シアン ・ 桂 香	女	10歳	42年10月17日	原告王基良の妹
80	ロウ ス メイ 楼 四 妹	女	54歳	42年11月	原告王煥潮の母
81	ワン シエン メイ 王 仙 梅	女	25歳	42年11月	原告王煥潮の姉
82	ワン マオ ユン 王 茂 雲	男	74歳	42年11月18日	<u>原告王新林の亡父の父</u>
83	ワン ダオ ション 王 道 生	男	63歳	42年10月18日	原告王旌昌の父
84	バオ チュン メイ 鮑 春 妹	女	55歳	42年10月23日	原告王旌昌の母
85	ワン ジン シャン 王 旌 善	男	34歳	42年11月 2 日	原告王旌昌の兄
86	ワン ジン ジュ 王 旌 菊	男	18歳	42年11月20日	原告王旌昌の弟
87	ワン ジン ルン 王 旌 倫	男	16歳	42年10月26日	原告王旌昌の弟
88	ワン シン ハン 王 興 漢	男	11歳	42年10月29日	原告王旌昌の甥
89	ワン メイ 王 妹	女	7 歳	42年11月上旬	原告王旌昌の姪
90	ホ ジン チィウ 何 金 球	女	35歳	42年10月下旬	原告王栄理の母

№	死 亡 者	性別	年齢	死 亡 日	原告との続柄
91	ワン 王 ジャン チャオ 樟 潮	男	6歳	42年10月下旬	原告王榮理の弟
92	ワン 王 シアオ ディ 小 弟	男	2歳	42年10月下旬	原告王榮理の弟
93	ワン 王 シェン ユイ 仙 玉	女	16歳	42年10月下旬	原告王基月の姉
94	ワン 王 ジー ユイ 基 玉	男	2歳	42年10月下旬	原告王基月の弟
95	ユイ 俞 チュン チウ 春 球	女	38歳	42年10月17日	原告王興錢の母
96	ワン 王 シン グォイ 興 貴	男	10歳	42年11月1日	原告王興錢の弟
97	ワン 王 グァン ハイ 関 海	男	5歳	42年11月下旬	原告王炳樟の長男
98	ワン 王 メイ 妹	女	2歳	42年11月下旬	原告王炳樟の長女
99	ワン 王 ミン ルウオン 明 榮	男	5歳	42年11月24日	原告王明光の兄
100	ワン 王 チュン フォン 春 鳳	女	4歳	42年11月28日	原告王明光の姉
101	ワン 王 ミン ファン 明 芳	女	3歳	42年11月24日	原告王明光の姉
102	ワン 王 ウェン チュアン 文 権	男	47歳	42年10月23日	原告王景松の父
103	ジョン 鄭 グォイ ジュ 桂 珠	女	48歳	42年10月25日	原告王景松の母
104	ワン 王 ユン シアン 雲 香	女	0歳	42年10月28日	原告王景松の娘
105	ゴオン 樟 ツォイ 翠	女	21歳	42年10月29日	原告王基賚の母
106	ウェン 文 タン ジョ 潭 ・	女	60歳	42年11月4日	原告王基賚の祖母
107	ワン 王 フォン ホア 鳳 華	女	16歳	42年11月9日	原告王福元の亡父の長女
108	ウ 呉 ドオン メイ 東 妹	女	67歳	42年11月19日	原告王福元の亡父の母
109	ワン 王 シェン ラン 仙 蘭	女	13歳	42年11月20日	原告王桂春の妹
110	ワン 王 シアオ ディ 小 弟	男	52歳	42年11月22日	原告王桂春の叔父 原告王容儀の叔父
111	ウ 呉 ツォイ ジュ 翠 珠	女	35歳	42年12月8日	原告王基木の母
112	ワン 王 シアン ジュ 香 菊	女	12歳	42年12月7日	原告王基木の妹
113	ワン 王 デェ ジィア 徳 佳	男	54歳	42年11月8日	原告王仙璧の父
114	ジュ 朱 ジン ジ 金 芝	女	17歳	42年10月11日	原告王榮森の妹
115	ワン 王 リウ メイ 六 妹	男	42歳	42年11月3日	原告王晋華の伯父

№	死 亡 者	性別	年齢	死 亡 日	原告との続柄
116	ワン ジャン ガオ 王 樟 ・	男	36歳	42年11月28日	原告王晋華の叔父
117	ワン フォン リン 王 鳳 林	男	40歳	42年11月28日	原告王栄良の父
118	ジア バオ ユン 賈 宝 雲	女	38歳	42年11月16日	原告王栄良の母
119	ワン ルウオン ジャン 王 栄 章	男	13歳	42年11月16日	原告王栄良の弟
120	ワン ニイウ メイ 王 牛 妹	男	11歳	42年11月20日	原告王栄良の弟
121	ワン ニイウ ディ 王 牛 弟	男	9歳	42年11月8日	原告王栄良の弟
122	ワン ニイウ ビン 王 牛 兵	男	7歳	42年11月10日	原告王栄良の弟
123	ワン フォン ション 王 鳳 生	男	36歳	42年12月3日	原告王栄良の叔父
124	ワン シャン ハイ 王 善 海	男	23歳	42年10月18日	原告王善慶の兄
125	ワン ハイ ラン 王 海 蘭	女	27歳	42年11月2日	原告王善慶の姉
126	ワン ホアン シン 王 煥 興	男	17歳	42年11月6日	原告王麗君の兄
127	ワン シン メイ 王 興 妹	女	15歳	42年11月9日	原告王麗君の姉
128	ワン マン ジ 王 満 芝	男	42歳	42年11月2日	原告王善明の父
129	ワン シャン ユイ 王 善 余	男	10歳	42年12月9日	原告王善明の弟
130	ワン ファン 王 徑	男	9歳	42年11月16日	原告王怯の弟
131	ワン ハイ バオ 王 海 宝	男	13歳	42年11月25日	原告王容儀の弟 <u>原告王選の亡父の弟</u>
132	ワン ルウオン シイ 王 栄 禧	男	59歳	42年11月下旬	<u>原告王俊豪の亡父の父</u>
133	ルウオン シイ チイ 栄 禧 妻	女	57歳	42年11月下旬	<u>原告王俊豪の亡父の母</u>
134	ジュ ナイ 朱 通	女	79歳	42年11月下旬	<u>原告王俊豪の亡父の祖母</u>
135	ワン リアン シャン 王 良 善	男	16歳	42年11月下旬	<u>原告王俊豪の亡父の弟</u>
136	ウ ハイ ラン 呉 海 蘭	女	25歳	42年11月26日	<u>原告鄭冬妹の亡夫の妻</u>
137	ワン シアオ ディ 王 小 弟	男	0歳	42年11月26日	<u>原告鄭冬妹の亡夫の子</u>

また、崇山で発生した細菌戦被害は、右のような死亡者の発生にとどまらない。村の約半数の家屋は日本軍によって焼燬され、患者の一部は日本軍細菌戦部隊の人体実験の犠牲者となるなどの被害を被った。

5、^{ニンポ}寧波における細菌戦被害の発生

浙江省寧波の細菌戦被害の死亡者は、1940年11月から同年12月の間に、少なくとも109名にのぼるが、そのうち、原告らの3親等内の親族である死亡者は、次の被害者番号138ないし144の7名である。

№	死 亡 者	性別	年齢	死 亡 日	原告との続柄
138	何 福 林 ホ フッ リン	男	24歳	40年11月1日	原告何祺綏の叔父 原告付仁娟の夫
139	蔣 阿 宝 ジアン ア バオ	男	46歳	40年11月10日	原告蔣杏英の父 原告蔣家駒の祖父
140	蔣 信 発 ジアン シン ファ	男	16歳	40年11月16日	原告蔣杏英の兄 原告蔣家駒の叔父
141	胡 世 桂 フッ シ グォイ	男	55歳	40年11月6日	原告胡賢忠の父
142	胡 陳 氏 フッ チェン シ	女	46歳	40年11月11日	原告胡賢忠の母
143	胡 菊 仙 フッ ジュ シェン	女	9歳	40年11月2日	原告胡賢忠の姉
144	胡 貢 慶 フッ ゴン チン	男	5歳	40年11月6日	原告胡賢忠の弟

なお、原告銭貴法は、ペストに罹患し重傷者を対象とする甲部隔離病院に収容され、同病院で61名中59名が死亡したが、同原告は奇跡的に生き残ったものである。

№	生 存 者	性別	罹患年齢	発 病 日	備 考
145	銭 貴 法 チエン グォイ ファ	男	12歳	40年11月1日	原告本人

また、寧波で発生した細菌戦被害は、右のような死亡者の発生と罹患した者にとどまらない。流行地区の家屋は焼燬され、同地区の患者の家族・住民は家屋・店舗を失って路頭に迷うなどの被害を被った。

6、常德^{チャンデ}における細菌戦被害の発生

1、湖南省常德市市街地内の細菌戦被害の死亡者は、1941年11月から翌42年7月の間に、少なくとも42名にのぼるが、そのうち、原告（または傍線を付した原告の被相続人）の3親等内の親族である死亡者は、次の被害者番号146ないし152の7名である。

No	死 亡 者	性別	年齢	死 亡 日	原告との続柄
146	何 毛 它	男	1歳	41年11月	原告何英珍の弟
147	方 運 登	男	8歳	41年晩秋	原告方運芝の兄 <u>原告方運勝の亡父の長男</u>
148	馬 保 林	男	53歳	42年4月17日	<u>原告馬培成の亡父の父</u>
149	黄 雪 梅	女	57歳	42年4月	<u>原告馬培成の亡父の母</u>
150	柯 先 福	男	55歳	41年11月	原告柯・茂の養父
151	・ 緒 武	男	12歳	41年11月中旬	原告朱九英の長男 <u>原告・緒官の亡父の長男</u>
152	・ 緒 文	男	10歳	41年11月中旬	原告朱九英の次男 <u>原告・緒官の亡父の次男</u>

2、常德市市街地に発生したペストの流行は、1942年5月上旬、常德市桃源県^{タオイエ}の漆家河鎮莫林郷^{チンジャホー モーリン}の李家湾村^{リージアワン}に伝播した。

同村の細菌戦被害の死亡者は、1942年5月の間に、少なくとも17名にのぼるが、そのうち、原告らの3親等内の親族である死亡者は、次の被害者番号153ないし162の10名である。

No	死 亡 者		性別	年齢	死 亡 日	原告との続柄
153	リ 李	イオウ ション 佑 生	男	55歳	42年 5 月10日	原告李玉仙の父 原告李宏華の祖父 原告李登清の祖父 原告李安谷の祖父
154	チェン 陳	メイ グウ 梅 姑	女	55歳	42年 5 月19日	原告李玉仙の母 原告李宏華の祖母 原告李登清の祖母 原告李安谷の祖母
155	リ 李	シン ガイ 新 ・	男	20歳	42年 5 月31日	原告李玉仙の弟 原告李宏華の叔父 原告李登清の叔父 原告李安谷の叔父
156	リ 李	ホオイ ガイ 恵 ・	男	18歳	42年 5 月21日	原告李玉仙の弟 原告李宏華の叔父 原告李登清の叔父 原告李安谷の叔父
157	リ 李	チュン シアン 春 香	女	29歳	42年 5 月21日	原告李安谷の叔父 原告李玉仙の姉 原告李宏華の伯母 原告李登清の伯母
158	リ 李	ユエ イン 月 英	女	57歳	42年 5 月30日	原告李安谷の伯母
159	リ 李	ヤオ ジン 耀 金	男	61歳	42年 5 月15日	原告李玉仙の伯母
160	ジュ 朱	ジュ イン 菊 英	女	61歳	42年 5 月20日	原告李安清の祖父
161	リ 李	ゾオン タオ 宗 桃	男	20歳	42年 5 月20日	原告李安清の祖母
162	リ 李	ユアン チョン 元 成	男	12歳	42年 5 月21日	原告李安清の父 原告李安清の叔父

3、常德市市街地に発生したペストの流行は、1942年10月以降、常德市の農村部の石公橋と鎮徳橋に伝播した。石公橋の細菌戦被害の死亡者は、1942年10月から同年12月の間に、少なくとも43名にのぼるが、そのうち、原告（または傍線を付した原告の被相続人）の3親等内の親族である死亡者は、次の石公橋の被害者番号163ないし186の24名である。

No	死 亡 者	性別	年齢	死 亡 日	原告との続柄
163	ジョウ リエン チン 周 蓮 清	女	33歳	42年11月	原告王金山の母
164	ワン チュン チュ 王 春 初	男	31歳	42年11月	原告王長生の父
165	ワン ミアオ ス 王 苗 子	女	22歳	42年11月	原告王長生の叔母
166	ディン バイ チン 丁 柏 清	女	18歳	42年11月	原告丁年清の妹
167	ディン リイウ シ 丁 劉 氏	女	63歳	42年11月17日	原告李麗枝の亡夫の祖母
168	ディン チャン ファ 丁 長 発	男	43歳	42年11月17日	原告李麗枝の亡夫の父
169	ルウ カイ シイウ 魯 開 秀	女	48歳	42年11月13日	原告李麗枝の亡夫の母
170	ディン ウエイ シン 丁 尾 新	男	29歳	42年11月17日	原告李麗枝の亡夫の叔父
171	ディン ウエイ チェン 丁 尾 臣	男	25歳	42年11月17日	原告李麗枝の亡夫の叔父
172	ディン ユエ ラン 丁 月 蘭	女	11歳	42年11月13日	原告李麗枝の亡夫の妹
173	ディン メイ ジ 丁 妹 之	女	0歳	42年11月	原告李麗枝の亡夫の妹
174	リイウ シュエ ジン 劉 学 金	男	10歳	42年11月	原告劉学銀の兄
175	ホアン ジン ジ 黄 金 枝	女	15歳	42年11月	原告黄華清の妹
176	チェン サン ユアン 陳 三 元	女	55歳	42年11月上旬	原告熊金枝の亡父の母
177	リイウ ドオン ジ 劉 冬 枝	女	30歳	42年12月	原告石聖久の母
178	ワン ホアン ビン 王 煥 斌	男	38歳	42年11月中旬	原告王開進の父
179	チェン ユアン バオ 陳 元 宝	女	61歳	42年11月	原告梯梅林的祖母
180	ニエ ヤン チュン 梯 陽 春	女	9歳	42年11月	原告梯梅林的妹
181	ワン チン シイウ 王 清 秀	女	28歳	42年11月15日	原告石開華の妻
182	ション ルオイ ジエ 熊 瑞 皆	男	46歳	42年11月21日	原告熊志成の父
183	ボン シャン ジョオン 彭 善 中	男	31歳	42年11月21日	原告向四秀の夫

No	死 亡 者	性別	年齢	死 亡 日	原告との続柄
184	石 シ	男	34歳	42年11月12日	原告文佑林の夫
185	王 ワン	男	49歳	42年12月	原告王鳳午の父
186	張 ジャン	男	52歳	42年11月18日	原告李桂香の伯父

なお、原告賀鳳鳴、原告黄岳峰は、ペストに罹患し、股間のリンパ節が腫れる等の症状を呈したが、防疫隊の注射等の治療により一命を取り留めた。

No	生 存 者	性別	罹患年齢	発 病 日	備 考
187	賀 ホ 鳳 フォン 鳴 ミン	男	18歳	42年11月	原告本人
188	黄 ホアン 岳 ユエ 峰 フォン	男	18歳	42年11月	原告本人

4、また、常德で発生した細菌戦被害は、右のような死亡者の発生にとどまらない。

1家がほぼ全滅するような激しく、長期間にわたった流行の結果、患者の家族・住民はつねに感染の恐怖にさらされるなどの被害を被った。

7、江山^{ジアンシャン}における細菌戦被害の発生

浙江省江山の細菌戦被害の死亡者は、1942年8月の間に、少なくとも約80名にのぼるが、そのうち、原告らの3親等内の親族である死亡者は、次の被害者番号189ないし194の6名である。

No	死 亡 者	性別	年齢	死 亡 日	原告との続柄
189	賴 ライ 世 シ 貞 ジェン	男	50歳	42年8月20日頃	原告賴根水の父
190	賴 ライ 清 チン 漾 ヤン	男	6歳	42年8月20日頃	原告賴清泉の弟 原告薛培沢の甥

№	死 亡 者	性別	年齢	死 亡 日	原告との続柄
191	ライ ショアン ラン 頼 双 蘭	女	8 歳	42年 8 月20日頃	原告頼清泉の妹 原告薛培沢の姪
192	ライ ショアン ホア 頼 双 花	女	3 歳	42年 8 月25日頃	原告頼清泉の妹 原告薛培沢の姪
193	ジョウ ジュ ジ 周 珠 芝	女	52歳	42年 8 月20日頃	原告鄭蓮妹の養母
194	チェン アイ ホ 陳 愛 和	女	65歳	42年 8 月25日頃	原告金效光の祖母 <u>原告金效軍の亡母の母</u>

また、江山で発生した細菌戦の被害は、右のような死亡者の発生にとどまらない。
経口感染するコレラの流行によって、患者の家族や住民は、食事や水を摂取するさい
にもつねに感染の恐怖にさらされるなどの被害を被った。

第2 被告の細菌戦

1、被告の細菌戦部隊の創設

1、日本は、1931年9月、自ら南満州鉄道を爆破した柳条湖事件からいわゆる満州事変を起こし、敗戦まで中国侵略戦争を続けた。この14年間の中国侵略の中で、日本軍は、国際法を無視して細菌戦を研究し、実戦で細菌兵器を使用した。

これより先、日本は、日清戦争で中国から台湾等を割譲させ、日露戦争で租借地関東州（旅順・大連など）と南満州鉄道を獲得、以降、関東軍を使って中国東北地方における日本の権益の確保・拡大をめざしていた。柳条湖事件後まもなく、関東軍は、中国東北（旧満州）のほぼ全土を占領し、翌32年3月には、日本の傀儡国家「満州国」が建国された。

その後日本は、中国の華北の一部を当時の中国国民政府（国民党政権）の支配から切り離そうとする「華北分離工作」を続け、37年7月、ついに北京近郊で中国軍との武力衝突を引き起こし（盧溝橋事件）、日中両国は全面戦争に突入した。ただちに日本軍は、華北では北京・天津を占領したのち鉄道線沿いに南下して諸都市を占領し、華中では8月に上海に上陸してこれを占領した。さらに12月には首都南京を陥落させ、このとき南京大虐殺事件を起こした。翌38年には5月に徐州を、10月には武漢をそれぞれ占領した。しかしこれ以降、中国は新たに重慶を首都とし、侵略に対する抵抗・反撃を強め、日中両軍は対峙段階に入った。1941年12月、日本軍は真珠湾攻撃とマレー半島上陸を行い、日中戦争はアジア太平洋戦争に発展した。これ以降も敗戦まで、日本は中国大陆に100万人規模の軍隊を配置して侵略戦争を継続したが、中国の抵抗は強く、ついに1945年8月、日本軍は中国に降伏した。

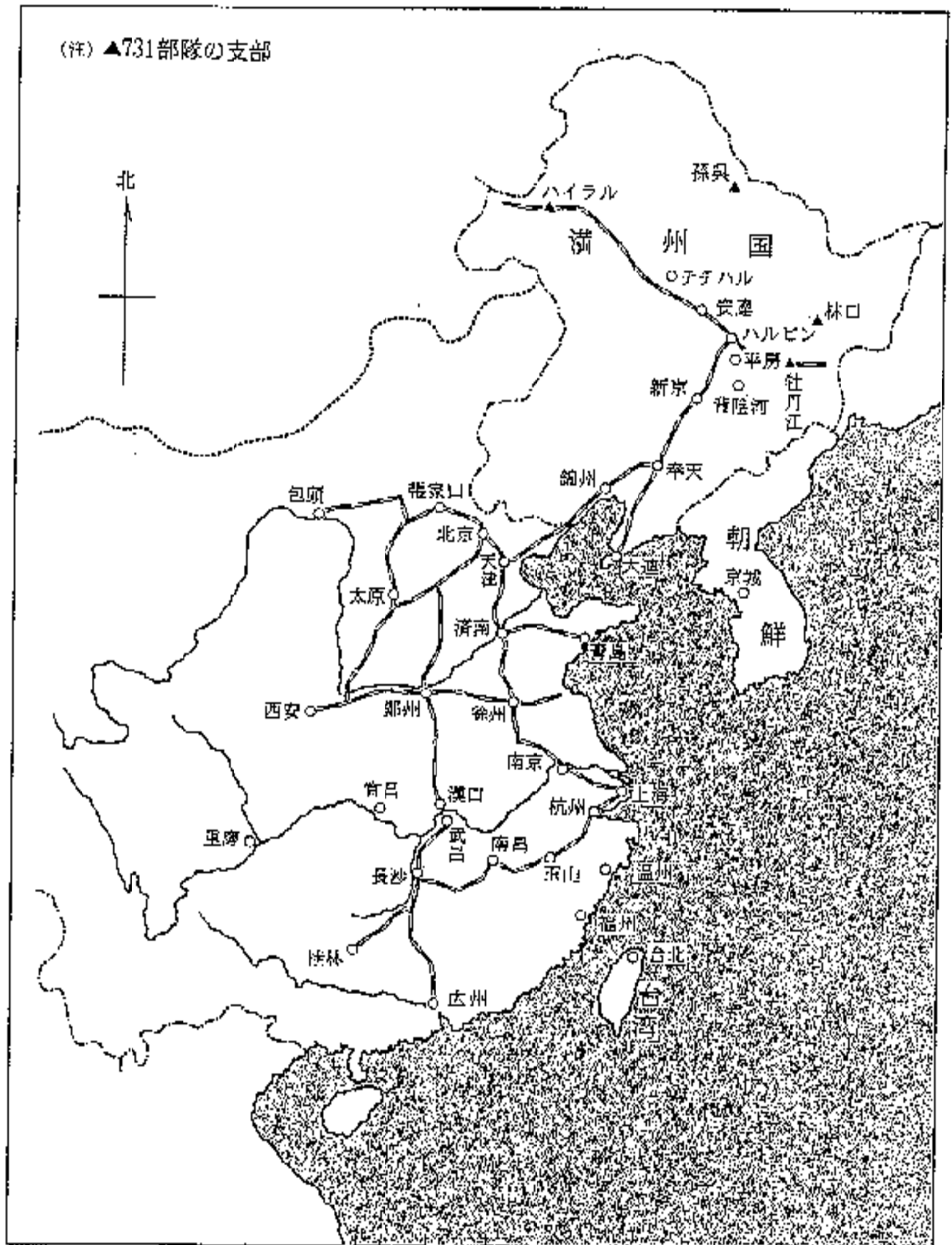
以下、日本軍における細菌戦部隊の創設の経過について、詳述する。

2、まず「満州国」が建国された32年、東京の陸軍軍医学校に防疫研究室がつくられた。翌33年、中国東北の黒龍江省5常県^{ペイインホ}背陰河に防疫班（東郷部隊）が設置された。東郷部隊は、1時東京に戻ったのち、中国東北の^{ハルビン}ハルビン市南崗に移転した。

36年4月、関東軍参謀長板垣征四郎は、陸軍次官梅津美治郎あてに「細菌戦準備の為」の「関東軍防疫部」の新設を要求、その結果、同年8月、東郷部隊は「関東軍防疫部」として天皇の軍令にもとづく正規の部隊となり、ハルビン市南東24キロの平房^{ビンファン}に施設の建設を開始した（次頁の地図参照）。

右の部隊は、表看板としては軍隊における「防疫」や「給水」、すなわち伝染病の予防と浄水の供給を掲げていたが、実態は、細菌兵器の開発と実用化をめざす秘密機関だった。戦線が拡大するにつれ、兵員の消耗や物資の不足が深刻となり、とりわけ兵器の近代化の遅れが顕著になると、細菌兵器は、安価に製造でき、かつ敵国に無差別な大量被害を与えることができるとして重視されたのである。

満州国・中国東部地図（1940年当時）



3、1936年秋、関東軍防疫部のために囲い込まれたハルビン郊外平房の6平方キロメートルにわたる地域で、施設の建設が始まった。38年6月には、「関東軍参謀部命令第1539号」にもとづき「特別軍事区域」が設定され、部隊の周囲を「無人区」とするため、中国人農家546戸が強制的に立ち退かせられた。こうして日本の細菌戦の中核となる部隊の本部官舎、細菌製造工場、各種実験室、監獄、専用飛行場、隊員家族宿舎などが建設された。

施設の中心は、約100メートル四方、3階建ての「ロ号棟」とよばれたビルであり、1940年に完成した（関東軍防疫部は1940年に「関東軍防疫給水部」と改称され、翌41年、「731部隊」の部隊番号をもつようになる）。

部隊の中核は4つの部から構成されていた。その第1部の細菌研究部と第4部の細菌製造部はこの「ロ号棟」に置かれ、ペスト、コレラ、チフス、炭疽菌などが研究・製造された。別棟に置かれた第2部は、実戦研究を担当し、植物絶滅の研究班や昆虫（ノミなど）の研究班、さらに航空班などがあった。ハルビン市南崗の陸軍病院に置かれた第3部は、部隊の正式名称にかかわる「防疫給水」のための濾水器の製造のほか、ペスト菌などを入れる細菌戦用の陶器製爆弾の容器を製造した。

「ロ号棟」の中庭には、最大400名を収容できる特殊監獄が建設された。この特殊監獄には、日本の支配に抵抗した、あるいは抵抗したとみなされて捕えられた中国人、ロシア人、朝鮮人、モンゴル人などが収容された。これらの人々は、名前を奪われて「マルタ（丸太）」と呼ばれ、1本、2本と数えられた。彼らは、「ロ号棟」の中の解剖室や野外の実験場で、人体実験に使われ次々に殺されていった。

人体実験では、細菌を注射・塗布して観察する生体実験を始めとして、動物の血液との交換、人為的な凍傷、減圧実験などありとあらゆることが行われた。また平房から120キロ離れた^{アンダー}安達に設けられた野外実験場では、被験者を杭に縛り、飛行機からペスト菌弾や炭疽菌弾、毒ガス弾を投下・炸裂させ、効果を測定する実験などが行われた。ハルビン市^{ソーンホアジアン}松花江の中州でも同様の野外実験が行われた（42頁の地図参照）。

細菌兵器のうち、もっとも殺傷力が高いと評価された「ペスト感染ノミ」を撒布する方法は、右のような研究・実験から生み出された。ペスト感染ノミは、ペスト菌を注入したネズミにノミをたからせ、その血を吸わせて生産された。

ペスト感染ノミを使う方法は、ペスト菌を空中から撒布すれば菌は死滅するという当時の世界の生物学界の常識をはるかに越える独自のものであった。ペスト菌の場合も他の菌と同様に、特に上空から裸の菌を投下する場合、空気の抵抗や気温の変化によって菌が死滅するおそれがあるうえ、撒布作業をする人が菌に汚染される可能性が高かった。そこで考案されたのがペスト感染ノミを製造しそれを撒布するという方法である。ノミは、人間へのペスト感染を最も媒介しやすいうえ、裸の菌よりも空気の抵抗、気温の変化に比較的強いからであった。

2、1939年から1945年にかけての被告の細菌戦

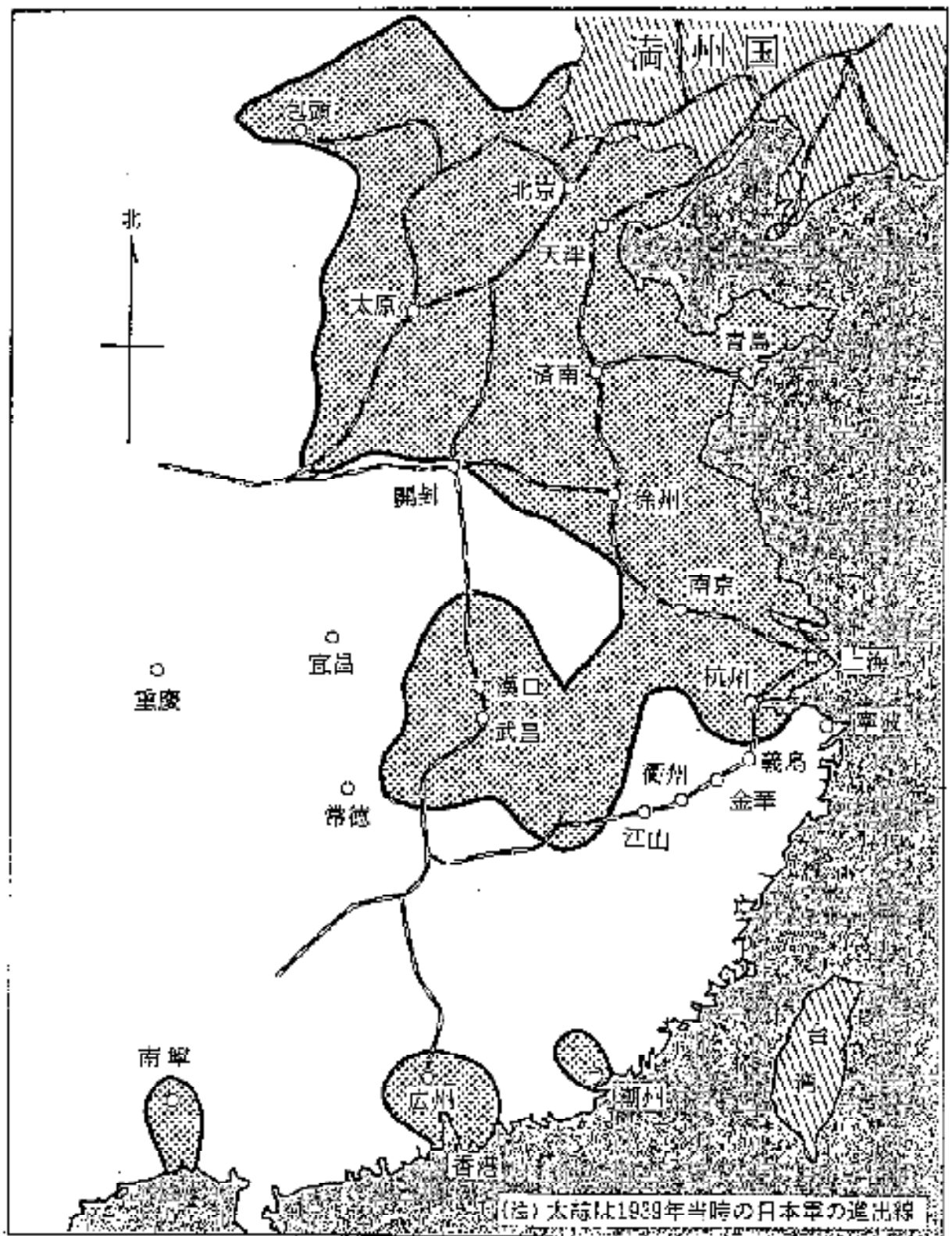
1、細菌戦部隊の創設には、軍医石井四郎の役割りが大きかったが、細菌戦の研究と実戦という戦略的課題は、日本陸軍の中央部が認可し推進したものであった。

したがって、細菌戦部隊（東郷部隊、関東軍防疫部）が当初、日本陸軍が主敵と見なしていたソ連に近い中国東北に設置されたことは当然である。また同部隊の4支部（牡丹江、林口、孫呉、今性櫛）も、ソ連との国境線に沿って配置された（42頁の地図参照）。細菌戦が最初に行われたのは、1939年の関東軍とソ連軍が衝突したノモンハン事件においてのことであり、ハルハ河の上流ホルステン河にチフス菌が流された。

他方、日中戦争は、国共合作を実現した国民党軍と共産党軍の頑強な抗戦により、戦線は膠着した。日本陸軍は、北支那方面軍、中支那派遣軍（のち支那派遣軍に拡充）などを編成して1938年の後半には中国戦線に100万の兵力（これは当時の日本軍の総兵力の約8割に相当する）を動員したが、同年の徐州作戦と漢口作戦では国民党軍の主力を捕捉することに失敗し、国民政府は四川省重慶に移転して抗戦を続けた。また共産党軍は、華北を中心に日本軍占領地の後方にゲリラ戦地区を建設して、日本軍を消耗させたのである（次頁の地図参照）。

さらに1939年9月、ヨーロッパで第2次世界大戦が勃発した。日本の中国侵略戦争が継続・拡大し、日米間の対立が激化する中で、翌40年9月、日本は、日独伊3国同盟に調印した。ドイツのヨーロッパにおける軍事的勝利に期待をかけつつ、日本は、南方の東南アジア等を新たに侵略することによって、事態を一気に解

日本軍の中国における進出地域（1939年）



決するという戦略を打ち出したのである。

このような状況のもとで、日本軍は、細菌戦研究を強化し、細菌戦部隊の規模を拡張していった。すなわち、関東軍防疫給水部（731部隊、ハルビン）に加えて、中国では北支那防疫給水部（1855部隊、北京）、中支那防疫給水部（1644部隊、南京）、南支那防疫給水部（8604部隊、広州）が40年までに編成され、42年には南方軍防疫給水部（9420部隊、シンガポール）が編成された（括弧内は部隊番号と本部所在地、以下部隊番号も用いて表記する）。さらに、これらの各部隊には、数個から十数個の「支部」が設けられた。

日本軍の細菌戦は、これらの諸部隊が直接間接に3加して、中国の各地に対して行われた。

2、1940年、日本陸軍の中央部は、細菌兵器の使用を本格的に検討し、細菌作戦発動を命じた。天皇の命令たる「大陸命〔大本営陸軍部作戦命令〕」にもとづき陸軍参謀総長が出す作戦の具体的な指示である「大陸指〔大本営陸軍部作戦指令〕」の「第690号」が発令されたのである。

6月5日、陸軍参謀本部作戦課の荒尾興功、支那派遣軍参謀井本熊男、南京・1644部隊長代理の増田知貞の間で細菌戦実施についての協議が行われた。協議の結果、攻撃目標は浙江省^{ジョジアン}の主要都市とすること、実施部隊は支那派遣軍総司令部直轄とし、部隊責任者は関東軍防疫部長石井四郎とすることなどが決定された。作戦方法は、飛行機による菌液撒布とペスト感染ノミの投下であった。

7月25日、関東軍は「関作命〔関東軍作戦命令〕丙第659号」を発令した。この作戦命令は、浙江省への細菌戦のために731部隊員で臨時編成された「奈良部隊」の人員・器材の輸送を命じたものであった。同命令によってハルビンを出発した「投下爆弾700発、自動車20両」などの器材が、8月6日、前線基地とされた浙江省杭州^{ハンジョウ}に到着した。2日後には、1644部隊と731部隊からの総勢120名の隊員が杭州に集結した。

これ以後、具体的な攻撃目標の搜索が行われた。9月上旬、細菌戦の攻撃目標に寧波^{ニンボ}と衢州^{チュジョウ}が決まり、金華^{ジンホア}も候補にあげられた。このうち、寧波は中国東南部における重要な港湾都市であり、衢州・金華は浙江省から江西省^{ジアンシイ}に通じる浙^{ジョガン}・鉄道上の

要地であった。9月18日、攻撃目標の候補地に^{ユイシャン}玉山、^{ウエンジョウ}温州、^{タイジョウ}台州などが加えられた上、浙江省への細菌戦が始まった。

9月18日から10月7日までに、コレラ菌、チフス菌、ペスト菌による6回の細菌攻撃が行われた。この6回の攻撃では、菌液撒布とともに、10月4日の衢州に対する攻撃の場合のようにペスト感染ノミが投下された。続いて10月下旬、寧波にやはりペスト感染ノミが投下された。11月末、金華にペスト菌が投下された。

攻撃対象となった地域のうち、少なくとも衢州と寧波の2カ所で大規模なペスト流行が発生した。

11月25日に、陸軍参謀総長杉山元は、支那派遣軍と関東軍に対し「大陸指第781号」を発し、11月末日をもって作戦を終了させることを指示した。

3、1941年の前半、日本陸軍の中央部や関東軍防疫給水部（731部隊）、北支那防疫給水部（1855部隊）、中支那防疫給水部（1644部隊）は、前年の細菌戦実施の結果をふまえ、攻撃方法や細菌増産のための施設拡充などについて、さまざまな検討を行った。また、1941年6月のドイツ・ソ連間の戦争開始に伴って行われた陸軍の対ソ連戦争準備（同年8月中止）の期間、731部隊は対ソ戦用のペスト感染ノミの増産をはかった。

細菌戦再開が決定され、陸軍参謀総長名の「大陸指〔大本営陸軍部作戦指令〕」が発令されたのは、9月16日になってのことである。攻撃の対象に選ばれたのは、洞庭湖に近い^{フウナン}湖南省西部の戦略要地^{チャンデ}常德であり、目的はペストの流行による国民党軍の交通路遮断であった。今回の作戦の中心となったのも、前年と同様、731部隊と1644部隊であり、731部隊からは40ないし50名が派遣され、作戦参加者の総数は約100名であった。

11月4日、731部隊の航空班増田^{よしやす}美保は、97式軽爆撃機を操縦して飛行場を午前5時30分に離陸し、常德に6時50分に到着した。ペスト感染ノミとそれを保護する綿・穀物など36キロが、常德の上空高度1000メートル以下から投下された。この常德に対する攻撃には^{ジアンシ}江西省の^{ナンツァン}南昌の飛行場が使われた。

11月12日、最初のペスト患者が発見された。翌1942年にかけて常德の市街地・農村地区、および近隣の桃源県でペストが流行する。日本軍は、情報収集に

よって攻撃が成功したと判断し、ペスト感染ノミの空中投下という方法に自信を深めた。

なお、1941年12月8日、日本はアメリカとイギリスに対し宣戦を布告し、太平洋戦争の開戦にふみきった。かつての日清戦争の宣戦の詔書には、「苟モ国際法ニ戻ラサル限り各々権能ニ応シテ一切ノ手段ヲ尽スニ於テ必ス遺漏ナカラムコトヲ期セヨ」と国際法に準拠すべきことが明記されていた。日露戦争、第1次世界大戦の宣戦・開戦の詔書も同様であった。しかし、この太平洋戦争の宣戦詔書には、こうした文言が全く見られないことは、きわめて示唆的である。事実、日中戦争につづき、アジア太平洋戦争にあっても、日本軍は国際法違反の細菌戦を計画し、実行するのである。

4、1942年の細菌戦は、戦争があらたな事態を迎える中で実行された。同年4月18日、太平洋上の空母を発進した米軍爆撃機が、初めて日本本土を空襲し、日本の政府と軍に大きな衝撃を与えた。米軍機は中国浙江省の都市を着陸予定地としていたため、同月30日、大本営は急遽浙江省から江西省に通じる浙・鉄道沿線の諸都市を攻撃し、飛行場を破壊する作戦を決定し、「大陸命〔大本営陸軍部作戦命令〕第621号」を発令した。この浙・作戦（せ号作戦）は、第13軍の6個師団と第11軍の2個師団、計8個師団を動員する大規模な作戦であった（次頁の地図参照）。

陸軍中央と石井四郎（当時軍医少将）は、この作戦の中で細菌攻撃を実施することを決定した。だがこの細菌攻撃について、第13軍司令官沢田茂中将は、陣中記録に、「石井部隊の使用、総軍〔支那派遣軍総司令部〕よりも反対意見を開陳せしも大本営の容るる処とならず。大陸命を拝したりとならば仕方なきも作戦は密なるを要す。」（6月25日の項）、「石井少将連絡の為、来著す。其の報告を聞きても余り効果を期待し得ざるが如し。効果なく弊害多き本作戦を何故続行せんとするや諒解に苦しむ。」（7月11日の項）と記している。

すなわち、この時の細菌戦実施は、極秘作戦として大本営で決定され、現地の支那派遣総軍や第13軍の実施反対は拒否されたのである。細菌戦の陣頭指揮にあたったのは石井四郎である。

This map illustrates the military situation in Jiangxi and Zhejiang provinces during the Chinese Civil War. Key features include:

- Geographical Features:** The Yangtze River (長江) is shown flowing through the northern part of the map. The Qiantang River (錢塘江) and Wuyang River (甌江) are also depicted.
- Major Cities and Towns:** Nanchang (南昌), Jiujiang (九江), Hangzhou (杭州), Ningbo (寧波), and Shaoxing (紹興) are marked as significant locations.
- Military Units and Movements:**
 - 3師團 (3rd Division) and 34師團 (34th Division):** Moving from the northwest towards the coast.
 - 32師團 (32nd Division):** Moving from the east towards the interior.
 - 116師團 (116th Division):** Moving from the southeast towards the interior.
 - 15師團 (15th Division):** Moving from the east towards the interior.
 - 70師團 (70th Division):** Moving from the south towards the interior.
 - 22師團 (22nd Division):** Moving from the south towards the interior.
 - 海軍部隊 (Naval Forces):** Operating along the coast.
- Strategic Locations:** Locations like 贛州 (Xianzhou), 玉山 (Yushan), 常山 (Changshan), 江山 (Jiangshan), 衢州 (Quchou), 龍游 (Longyou), 松陽 (Songyang), 縉水 (Xingshui), 金華 (Jinhua), 蘭溪 (Lanxi), 建德 (Jiande), 諸暨 (Zhuzhi), 東陽 (Dongyang), 天台 (Tiantai), 寧海 (Ninghai), 奉化 (Fenghua), 上虞 (Shangyu), 海門鎮 (Haimen Town), and 舟山市 (Zhoushan City) are marked as key points of interest.

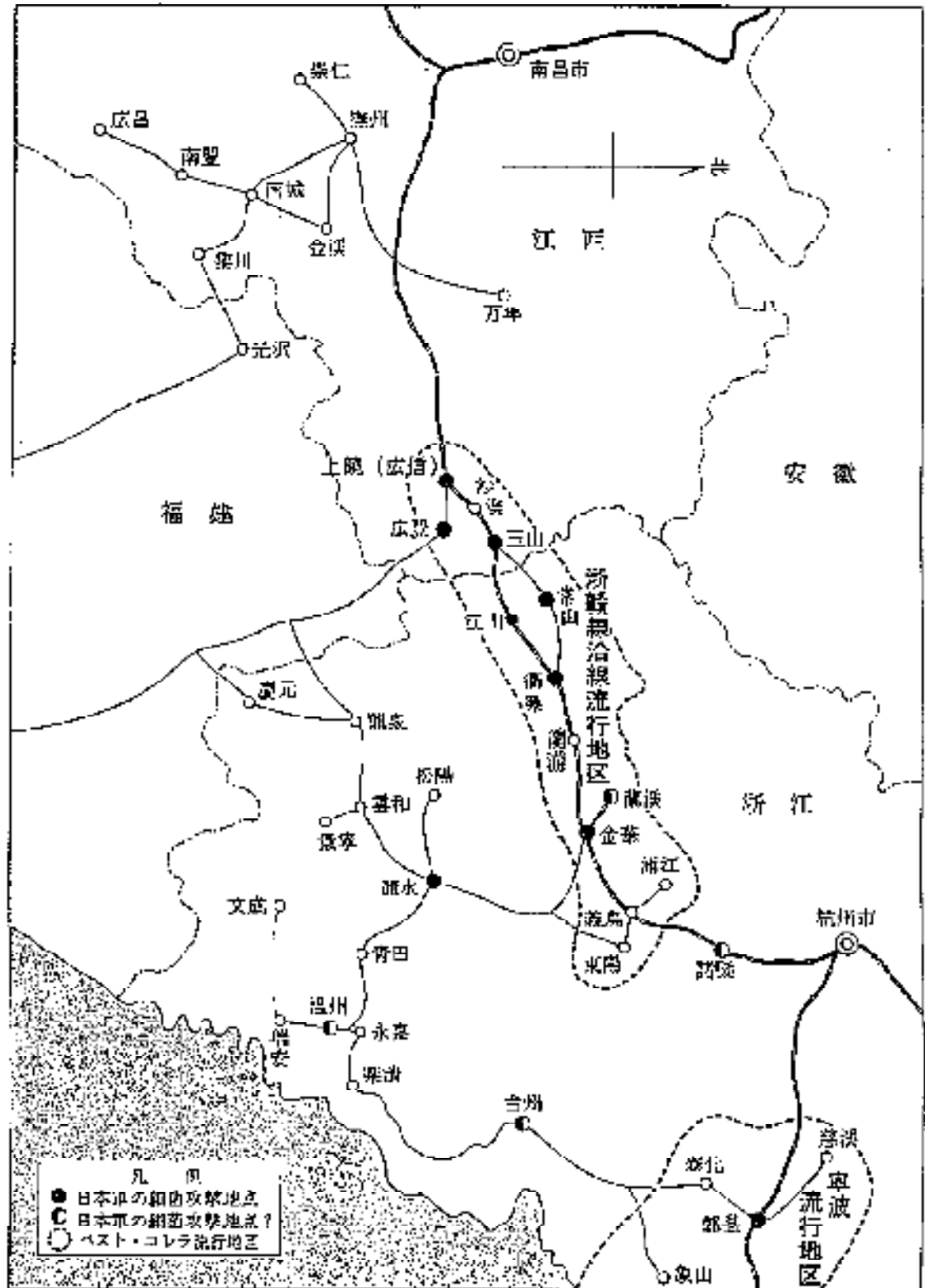
7月には、ハルビンの731部隊派遣隊が南京に到着、ここで南京・1644部隊の部隊員と合流した。要員総数は150ないし60名であり、8月初めには作戦実施のための配備が終了した。今回の細菌戦は、これまでの航空投下と異なり、主に地上撒布の手段が用いられた。すなわち、13軍など日本軍は所期の飛行場破壊の目的を達成し、同月中旬から1部の占領地を除いて撤退を始めたが、この撤退のさい、さまざまな方法で細菌が撒布されたのである。その目的は、日本軍撤退後に復帰する中国軍の行軍ルートや拠点都市に伝染病を流行させることによって、飛行場の再建を不可能にすることであった。

江西省の^{シャンルアオ}上饒（旧称^{グアンシン}広信）や玉山では、ペスト感染ノミやペスト菌を注射した野ネズミが放たれ、同省の^{グアンフォン}広豊でもペスト感染ノミが放たれた。さらに玉山では、ペストの乾燥菌を付着させた米を撒いて、その米を食べたネズミを感染させる方法も試みられた。また浙江省の^{リショイ}衢州・麗水では、ペスト感染ノミの他、チフス菌やパラチフス菌が撒布された。さらに同省の^{チャンシャン}常山と江山では、コレラ菌を①井戸に直接入れる、②食物に付着させる、③果物に注射する、などの方法が採られた。これらの謀略的な細菌地上撒布により、前記諸都市ではコレラやペストをはじめ多数の伝染病患者が発生した（次頁の地図参照）。

さらに、この1942年には、日本軍は太平洋戦域でも細菌戦を実行しようとした。たとえば、フィリピンのバターン半島に立てこもったアメリカ・フィリピン軍に対する細菌戦が準備されたが、準備中にアメリカ軍らが降伏したため中止された。また、サモア、アラスカのダッチハーバーや、オーストラリアの主要都市、インドのカルカッタに対する細菌戦が検討されていた。

5、1943年、ソロモン群島ガダルカナルからの撤退後、太平洋における日本軍の敗勢は明確なものとなった。中国での戦争も、本来の中国政府を屈服させるという目的を放棄し、占領確保のための作戦が中心になった。こうした状況下、ハルビンの731部隊、北京の1855部隊、南京の1644部隊、広州の8604部隊、シンガポールの9420部隊の日本軍細菌戦部隊は、ペスト感染ノミとネズミの増産に力を入れ、中国の他の地域に対してだけでなく、ビルマ、インド、ニューギニア、オーストラリアなどに対する細菌攻撃も検討された。

浙江省・江西省における日本軍の細菌戦攻撃地点(1940年以降)



なお、同年9月、日本軍第59師団防疫給水班は、中国山東省西部で、コレラ菌^{シャンドオン}撒布により、細菌兵器の効果を実験し、あわせて行軍中の日本軍部隊の防疫能力を試す細菌戦を実施している。

6、1944年になると、日本軍は、太平洋の制海権・制空権を完全に奪われ、南太平洋の拠点を次々に失った。同年6月には、大本営が前年に設定した「絶対国防圏」の要域であるマリアナ群島のサイパン島に、アメリカ軍が上陸した。陸軍参謀本部作戦課は、潜水艦を使ってシドニー、メルボルン、ハワイ、ミッドウェーを細菌攻撃する計画を立て、さらにサイパン島攻防戦では、実際に細菌攻撃部隊が船で派遣された。この部隊の一部はサイパン島で玉砕、一部はトラック島に向かう途中で米軍潜水艦により撃沈された。同年7月、サイパン島が陥落すると、これを奪回するための細菌攻撃が検討されている。

7、1945年1月、陸軍中央部は、細菌戦の戦略的实施を中止する決定を行った。太平洋戦線における戦況の悪化は、もはや大規模な細菌戦実施を不可能にしていたのである。

だが、中国東北では、事情が異なった。ソ連の参戦が確実となった2月以降、弱体化した兵力を補うべく、関東軍とその細菌戦部隊である731部隊は、ペスト菌の大増産計画を立てた。「満州国」の行政権力を通して民衆から大量のペスト菌培養用のネズミ類（ハタリス）が集められ、設備も増強された。さらに、国境線に配置された731部隊の4支部は、関東軍の各軍の指揮下に置かれたのである。こうした対ソ連細菌戦準備は、同年8月、日本の敗戦直前まで続けられた。

8月9日のソ連参戦後、731部隊はその細菌戦研究・細菌兵器製造等の一切の施設を破壊し、収容されていた「マルタ」を全員殺害して撤退した。

だが、中国人に対する加害行為は、これだけでは終わらなかった。施設跡から逃げたネズミやノミによって、周囲の村落およびハルビン市内にペストが発生した。少なくとも数百名の死者を出したこの流行は、1959年まで続いた。

第3 被告の細菌戦と本件各被害の因果関係

1、細菌戦による衢州^{チュジョウ}のペスト被害

1、1940年10月4日、日本軍機1機が衢州市（当時衢県、以下旧称を用いる）の上空に低空で飛来し、旋回の後、麦や粟などとともにペスト感染ノミを撒布した。日本軍機が飛び立った後、県城（市街地）内の柴家巷・羅漢井^{チャイジアシアン ルオハンジン}1帯の住民たちは屋根や地面のいたる所に散乱している投下物を発見した。

日本軍の空襲の17日後、衢県県城では大量の死んだネズミが発見された。さらに20日後の11月12日、柴家巷3号の住民呉土英（女、12歳）が発病し、翌日、羅漢井巷5号の黄廖氏（女、40歳）、柴家巷4号の鄭冬弟（女、12歳）が相次いで発病した。前記3名はいずれも発病後3、4日で死亡した。つづいて発見された患者にも高熱、頭痛、鼠径腺腫、嘔吐などの症状があり、県衛生院は20日、腺ペストと診断した。この診断は、のちに福建省から派遣された防疫専門官が行った顕微鏡検査、細菌培養、動物接種により確認された。

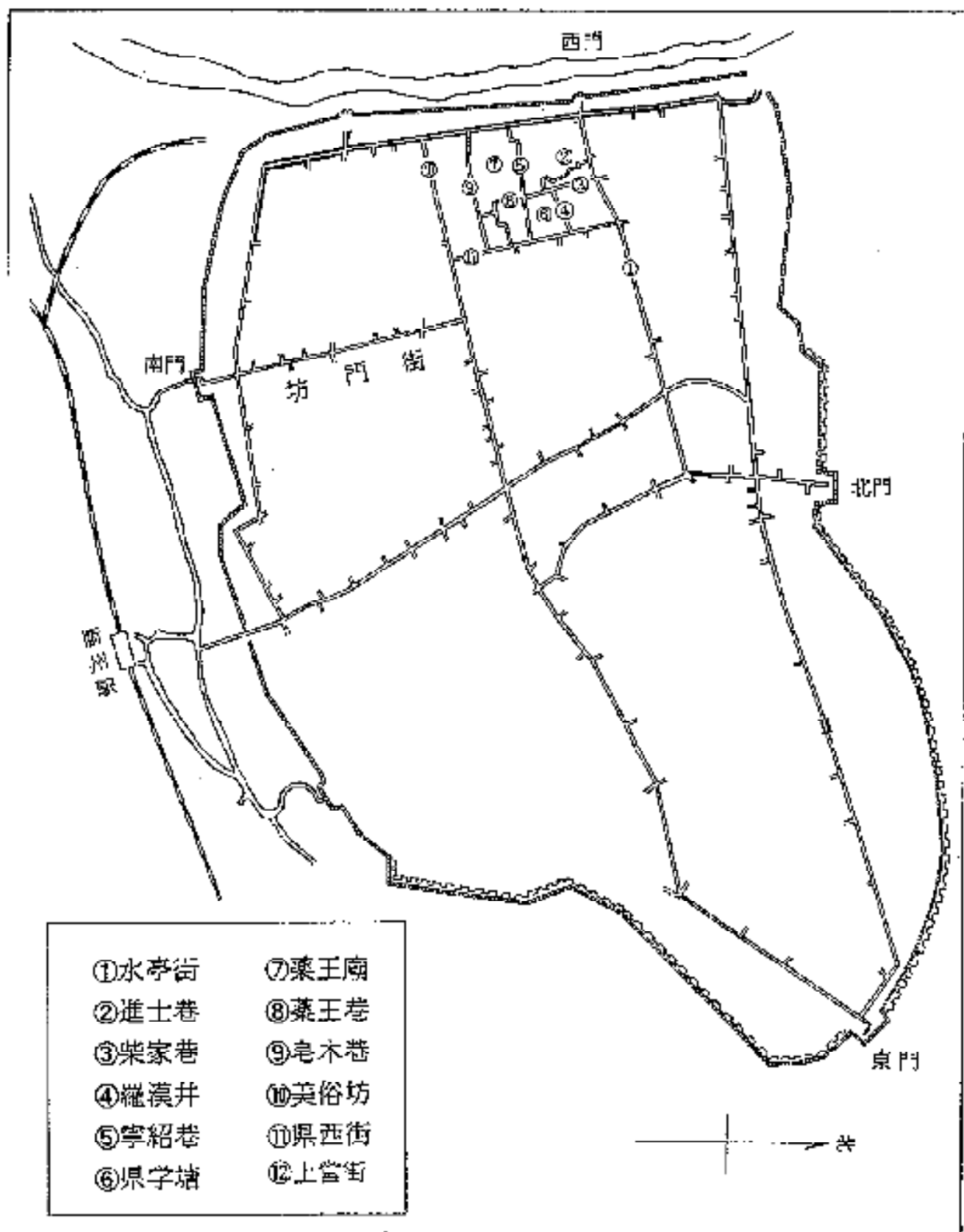
衢県のペストは、日本軍機から投下されたペスト感染ノミが、まずネズミの間でペストを流行させ（当時、捕らえられたネズミ1588匹の8・4%にあたる133匹からペスト菌が発見された）、これが人間に感染し、流行が引き起こされたものである。

衢県では1940年以前にはペストが発生した歴史事実はなく、また同年のペストは、日本軍機によって穀物やノミが投下された地域に集中して発生した。

11月下旬以降もペスト発病者の数は増え、柴家巷、羅漢井巷、水亭街、美俗坊、上宮街、寧紹巷など隣接する数ヵ所の通りでペスト感染者が続けて見つかった（次頁の地図参照）。

11月22日、報告を受けた浙江省等を管轄する国民党軍第3戦区司令部は、ペスト流行地区をまず封鎖するように衢県駐屯の軍政部防疫部隊に命令した。同日、衢県の各界・各団体の緊急会議が開かれ、衢県ペスト防疫委員会設立を決定するとともに、流行地区の封鎖、医療従事者の組織、隔離病院・隔離所の設置を決定した。ペスト感染者は隔離病院に入れ、患者の家族や流行地区の住民は隔離検査のため、

衢州ペスト流行関係図（1940～41年）



それぞれ流行地区内の隔離所と衢江に浮かぶ船に移転させるなどの措置がとられた。さらに防疫委員会は、ペスト予防についての宣伝活動、学校閉鎖、ペストワクチンの予防接種、ペスト患者の出た住宅の焼却などを行った。

1940年末までに関係当局に報告されたペストによる死者は、ペスト患者25名中、24名であった。ただし、ペスト患者の家族の多くは、家族全員が隔離され、家を焼かれることを恐れ、患者を別の所に隠して報告しなかったため、実際の患者・死者数はこの数値を上回る。

前記第1章の被害者番号1の程鳳娜と2の呉土英は、この1940年のペスト流行で死亡したものである。

2、衢県でのペスト被害は1940年だけに止まらなかった。翌41年3月上旬、ペストは衢県城の坊門街で再発し、まもなく城内十数本の通りで同時に発生した。現地政府は即刻、衢県臨時防疫処を設立し、防疫隊を派遣したが、流行は次第に激しさを増していった。

41年6月、衢県のペスト撲滅のため、国民政府衛生署外国籍防疫専門官でペストの専門家であったポリッツァー（Robert Pollitzer）が派遣された。彼は臨時防疫処の検査科長を自ら担当し、防疫活動を指導した。ペストは、県城の37の通りで流行し、流行地区は城内全域に及んだ。また郊外でも2カ所で流行した。衢県のペスト流行は同年の12月になってようやく終息した。

中国の統計によれば、41年に衢県県城地区で発生したペスト患者は281人、うち死者は274人である。

このほか、衢県でペストが流行していた間、日本軍の飛行機が頻繁に県城を空襲したため、城内の住民は農村に疎開し、ペストは近代的な医療体制が全くなかった農村に広く蔓延した。県城地区とその周辺農村をあわせれば、ペストによる死者は、少なくとも1200人にのぼった。

前記第1章の被害者番号3祝汝松から6の葉松元は、この1941年のペスト流行で死亡したものである。

だが衢県のペストの蔓延は、市街地及びその周辺農村に止まらなかった。それは義烏の市街地、さらに崇山村を含む義烏周辺の農村にまで伝播することになる。

2、細菌戦による義烏^{イウ}のペスト被害

1、1941年9月に始まる義烏市（当時義烏県、以下旧称を用いる）のペスト流行は、その前年に日本軍が衢州に投下したペスト菌の伝播によるものである。これ以前に、義烏でペストが発生した歴史事実はない。

最初の発病者は、義烏県稠城鎮^{チョウチョン}（県城）北門街に住む・冠明^{リグァンミン}（男、36歳）であった。同人は、浙・線の義烏駅に勤める鉄道員であったが、41年9月2日、おりからペストが流行していた衢州で感染し、9月5日、列車で自宅へ戻り、9月6日死亡した（次頁の地図参照）。

2、41年10月9日、義烏県衛生院は、県城北門第13保で急病による死者及び死者と同様の症状の患者が6人発生したこと、また病人の家や近隣で死んだネズミ数十匹が発見されたことを、県政府に報告した。これらの死者・患者の病状や死んだネズミの発見から、ペストである疑いが濃厚となった。

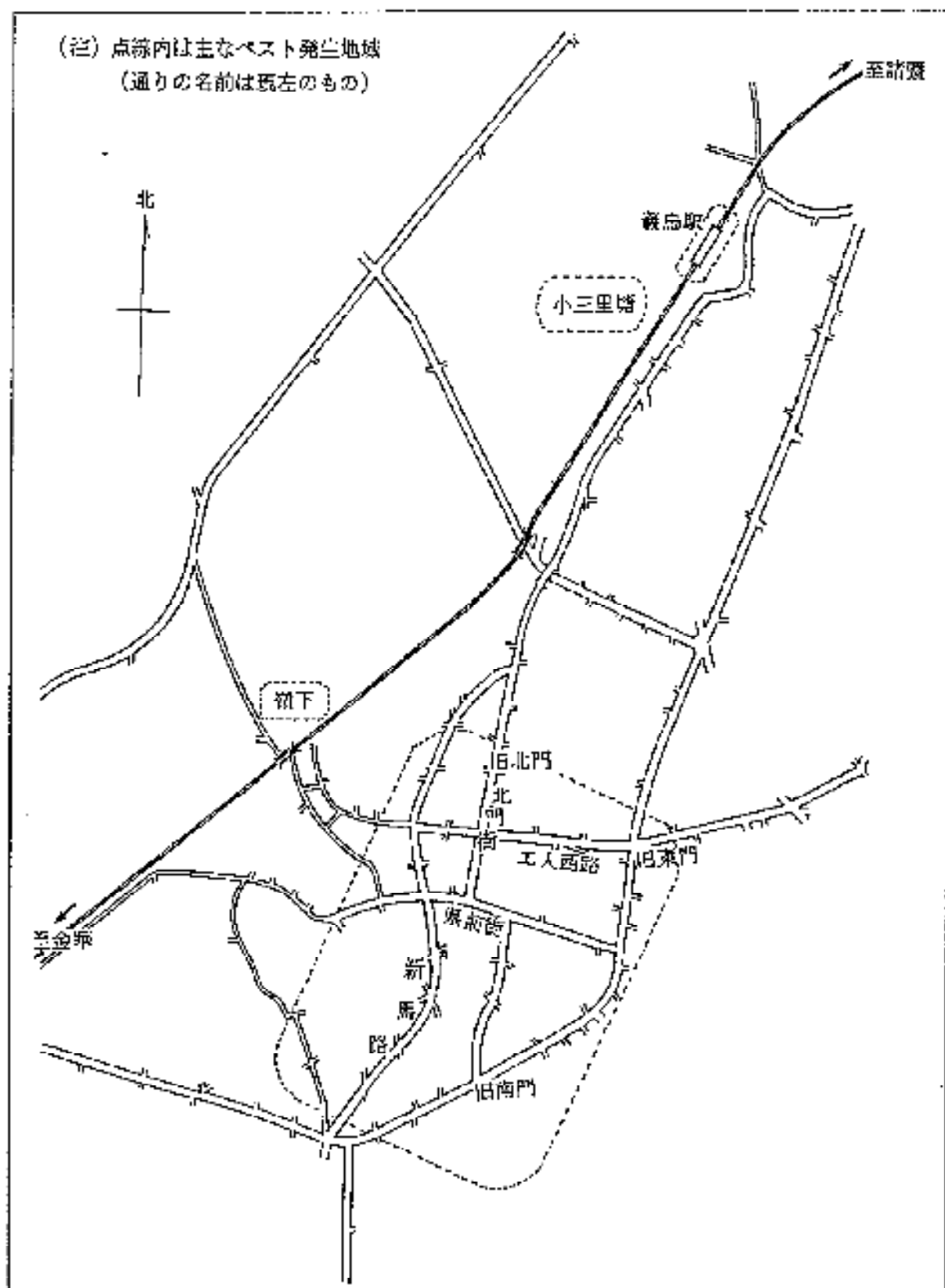
これを受けて県政府は、同日、現地稠城鎮の各機関と協議して防疫委員会を設置し、10月11日に義烏県防疫委員会緊急会議を開催した。そこでは委員会の構成を決定し、予防注射の要員配置、隔離病院の設立、浙江省衛生処への要員派遣の要請、さらに宣伝の展開などが決議された。

13日以降、義烏県衛生院の他に、軍政部防疫部隊、衛生署医療防疫隊、赤十字医療隊が稠城鎮に入り防疫活動に従事することになった。この中で10月半ば、軍政部防疫部隊が、細菌検査を行い、伝染病がペストであることを実証した。

11月上旬、義烏県防疫委員会医務班も「真性肺ペスト」の発生を確認した。ついで翌42年1月、患者・死者の血液や肝臓・脾臓に対する検査が行われたが、その検査結果もペスト「陽性」を示した。

3、しかし、義烏の防疫活動は、資金不足から患者発生地区の封鎖が遅れ、しかも部分的な封鎖しかできなかったこと、同じ時期により軍事的な要地である衢県にペストが流行し、そちらに防疫部隊がより多く投入されたこと、さらに赤十字医療中隊の隊長劉宗謙がペストに感染して12月30日に死亡したこと、などの諸事情から、困難をきわめた。このような状況のため、ペストは、県城北門一帯から、県前

義烏市街ペスト流行関係図（1941～42年）



街、東門一帯などほぼ県城内全域に広がり、さらに小三里塘^{シャオサンリタン}、嶺下^{リンシア}、楊村^{ヤン}など県城周辺にまで波及した。翌1942年の2月までの流行の被害は、少なくとも死者215名にのぼる。

前記第1章の被害者番号七金爾祥から68の施秋蓮は、このペスト流行で死亡したものである。

3、細菌戦による崇山村^{チョオンシャン}のペスト被害

1、義烏^{ドオンヤン}県城のペストは、隣の東陽市（当時東陽県）に伝播して41年10月から翌42年4月までに、少なくとも113名の死者を出した。さらに41年中に始まった義烏の農村地区の流行は42年に本格化し、佛堂^{フォタン}、蘇溪^{スウシ}、廿三里^{ニエンサンリ}、平疇^{ピンチョウ}、青口^{チンコウ}、前洪^{チェンホン}、井頭山^{チントウシャン}、官塘下^{グァンタンシア}、崇山などの鎮や村落に波及、44年4月に最後の死者が出るまで、2年8カ月にわたって流行が続いた。義烏県城と県城周辺の農村の被害を含めると、義烏県全体のペストの死者は、900名を越える。なかでも最大の被害に見舞われたのが、江湾郷^{ジャンワン}の崇山村であった（次頁の地図参照）。崇山村の住宅は極度に密集している。同村のペストは、42年10月から爆発的に流行した。崇山村のペスト患者は、村はずれの林山寺や、あるいは同じく村はずれにある碑塘殿^{パイタンディエン}などに収容されたが、国民政府の防疫隊は全く活動できなかった。流行が終息する翌43年1月までに死者の総計は396名にのぼった。これは当時の崇山村の人口1200人の約3分の1に相当する（次々頁の地図参照）。

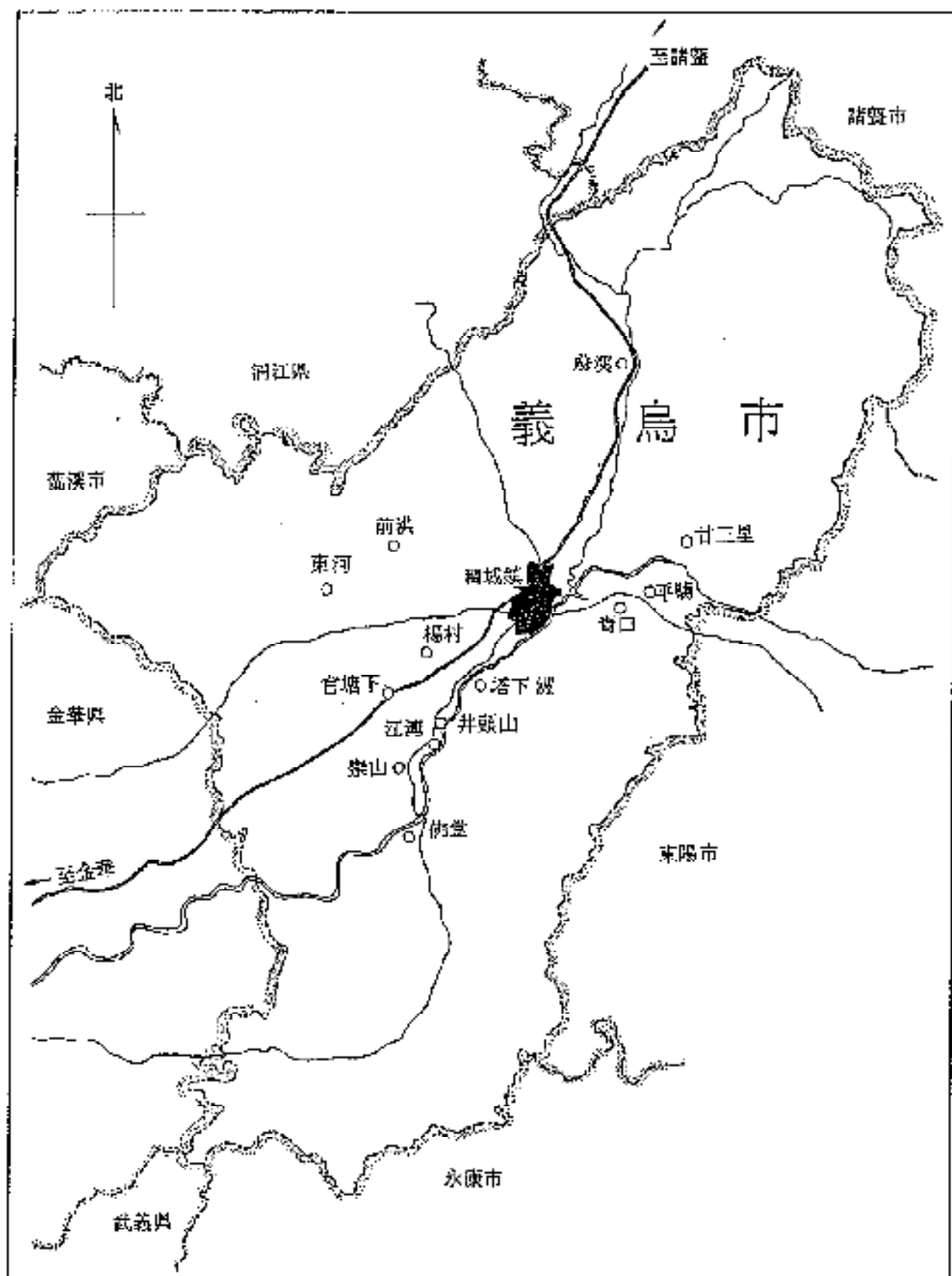
前記第1章の被害者番号69の王茂雲から137の王小弟は、このペスト流行で死亡したものである。

2、日本軍は、崇山村で流行した伝染病がペストであることを、その流行の当時、確定していた。

42年5月に始まった浙・作戦により、日本軍は義烏を占領し、9月2日には第13軍22師団86連隊の本部を県城内に設置した。また浙・作戦に随伴し細菌戦を展開した1644部隊の隊員十数名も義烏に駐屯していた。

11月初旬、右の86連隊員と1644部隊員の調査班が、ペスト流行中の崇山

義烏ペスト流行関係図（1941～44年）



村へ数次にわたり入村し「腺ペスト疑似症」と確認した。ついで近喰^{こんじき}秀太大尉ほかの1644部隊の調査班が、埋葬されたばかりのペスト感染者の遺体を掘り出し、その肝臓から顕微鏡標本を作製してペスト菌を発見した。さらに、11月16日、義烏でペスト調査にあたっていた南京の1644部隊の調査班が、正式にペストであると断定した。

日本軍の崇山ペスト調査の目的は、2つあった。1つは自軍へのペスト波及を防ぐため、もう1つはペスト感染者を生きた実験材料とすることである。

前者の目的は、最終的に崇山村村民の家屋や財産を焼却することで達せられた。

日本軍は、11月16日、ペストの断定を行ったその日に崇山村の家屋焼却を決定、2日後の18日、兵員を派遣して同村を包囲し、火を放って200余戸、400余室を焼却した。

後者の目的は崇山村のペスト感染者の生体解剖を行うことで達せられた。ペスト菌種を確認し、人体を通して強力となった強毒菌を取り出すため、崇山村の中心から2キロ離れ、隔離施設とされた林山寺で、1644部隊員たちにより生体解剖が行われたのである。

4、細菌戦による寧波^{ニンポ}のペスト被害

1、衢州、義烏（市街地）、崇山村と広がるペスト流行の原因となった衢州への細菌攻撃と同じころ、同じく浙江省の港湾都市、寧波に対してもペスト感染ノミが投下された。このため、寧波には突発的なペスト流行が起こったが、これ以前、寧波でペストが発生した歴史事実はない。

1940年10月下旬、日本軍機は寧波市（旧称^{イン}朶^{カイミンジェ}県）開明街上空に飛来し、小麦などとともにペスト感染ノミを投下した。飛行機が飛び去ったあと開明街一帯の商店の庭、屋根、水瓶、路上には小麦などが散乱し、生きている多量のノミも住民によって目撃された。

10月29日、最初の患者が出た。開明街の入り口の滋泉豆汁店や、隣家の王順興大餅店、胡元興骨牌店及び中山東路（旧東大路）の元泰酒店、宝昌祥西服店、さらに東後街^{ドンホウ}一帯で死者があいついだ。

2、患者及び死者は日本軍機がノミ等を投下した地域の住民に限られていた。汚染区の地域は、北は中山東路に沿って224番地から268番地、西は開明街に沿って64番地から98番地まで、南は開明巷に沿い、東は東後街から北太平巷に接して中山東路224号へ続く一帯である。汚染区内商店43戸、住宅69戸、僧庵1戸の計113戸、人口591人であった（次頁の地図参照）。

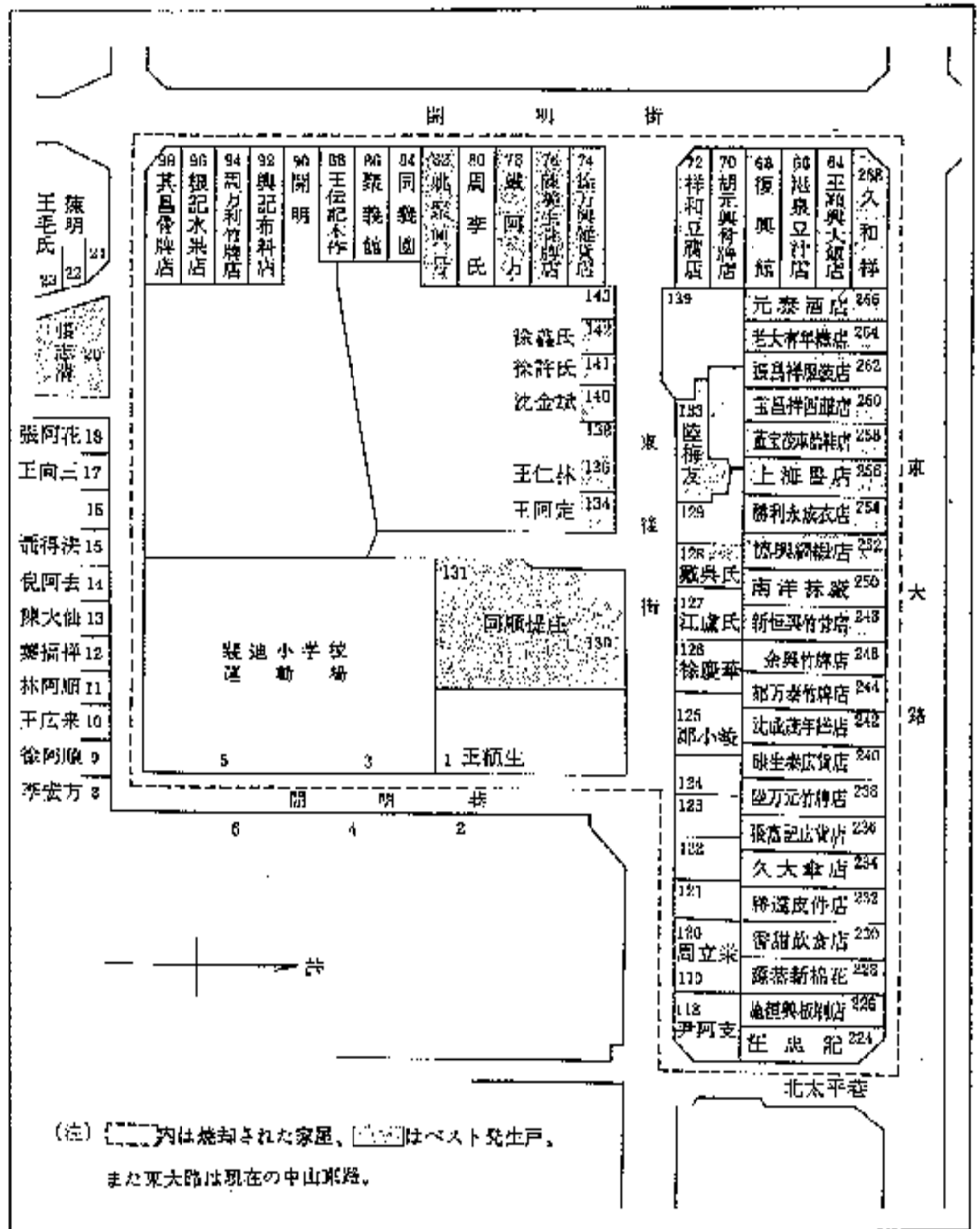
11月2日、華美病院（現寧波第2病院）の丁立成院長が、東後街136号の患者王仁林（男、47歳、同日死亡）のリンパ腺を穿刺し、染色液を使って標本をつくり顕微鏡検査によって桿菌を発見した。桿菌は典型的なペスト桿菌状を呈していた。翌日さらに患者俞元徳（男、16歳、11月6日死亡）の血液とリンパ腺穿刺液が採取され、モルモットを使った動物実験が行なわれた。翌日死亡したモルモットのリンパ腺穿刺液と血液から、やはりペスト菌状の桿菌が発見され、さらに細菌培養でも陽性の結果が得られた。その後培養物は省衛生処に送られ、呉昌豊技師が培養桿菌を検査し、血清凝集反応を行うと再び陽性の結果が得られた。このほか病院に殺到した住民たちの臨床診断（リンパ腺の腫れ、高熱、昏睡、頭痛等）の結果、寧波市開明街一帯で流行している病気は、ペストであることが証明されたのである。

3、11月3日、ペスト撲滅臨時事務所が設置され、高熱、昏睡の病人を発見し次第、同事務所に送ることが市民によびかけられた。同事務所は診断のうえ、患者を県城南門外に設けられた臨時隔離病棟へ送り、他の病院ではペスト患者を受け入れないことになった。

しかし、この臨時隔離病棟は汚染区から遠く病人の搬送に不便なため、11月4日、改めて汚染区内に、重症者を収容する甲部隔離病院と感染の疑いがある者を収容する乙部隔離病院が設置された。なお、6日以降、甲部隔離病院には真正ペスト患者が、乙部隔離病院〔のち汚染区外に移転〕には、汚染区住民及び潜伏期間中と疑われた者が、さらに旧乙部に設置された丙部隔離病院には、汚染区外の感染を疑われた者が収容された。

隔離病院には総計約250人が収容された。甲部隔離病院に収容された61名は、11月末の時点で、前記第1章の被害者番号145の銭貴法とあと1名の計2名を除く59名が死亡した。また乙部隔離病院に収容された127名は、潜伏期間を過ぎ、

寧波ペスト発生地区（1940年）



退院許可証を受けたが、このうち約半数は帰る家がなく院内に留まり続けた。

4、この間、防疫活動も活発に行なわれた。すでに11月2日には汚染地域が封鎖され、4日、県政府は同地区の嚴重封鎖を告示した。6日には、朶県防疫処が成立して防疫体制が整えられた。8日から、汚染区の周囲に高さ3・7メートルの壁をめぐらす工事が着手され、突貫工事によって11日に完成した。このほか排水土管の破壊、暗渠の埋立てなどの工事が行われ、汚染区域は硫黄の薫蒸などによって消毒された。中央政府や省政府から防疫隊、防疫担当官が到着し、ペストワクチンの予防注射も、本格的に行われるようになった。

だが、ペストの死者が出ると汚染地区内の住民は、伝染病を避け実家へ戻ったり、親戚友人を頼って区外へ出た。県防疫処は設立と同時に、伝染病の蔓延を防ぐため、汚染区外に出た住民や感染者を専門的に搜索する搜索隊を組織した。この搜索は成果をあげ、多くの患者や汚染地区の住民が県外で発見され、連れ戻されたが、それでも汚染区外での死者は32名にのぼった。

11月30日夜、開明街の汚染区のすべての家屋の焼却が断行された。消毒作業だけでは菌を撲滅できなかったからであった。焼却は夜7時に始まり、汚染区11カ所に同時に点火、4時間後汚染区内の建物はすべて燃え尽きた。焼却家屋は113戸、部屋数137室、面積約5000平方メートルであった。

こうした防疫活動が功を奏し、12月初めに最後の患者が死亡したのち、寧波のペスト流行は終息した。死者の合計は、少なくとも109名であった。

前記第1章の被害者番号138の何福林から144胡貢慶は、このペスト流行で死亡したものである。

この他、汚染区の住民約500人は、住む家や生業（商店経営）を失い、路頭に迷うものも多かった。

5、細菌戦による^{チャンデ}常德のペスト被害

1、1941年11月、湖南省常德市（当時常德県、以下旧称を用いる）でペストが発生し、翌年になって市街地（県城）のみならず、農村部と桃源県に波及した。

1941年以前、これらの地域でペストが発生した歴史事実はない。

同年11月4日、731部隊の航空班増田美保少佐が操縦する97式軽爆撃機から、ペスト感染ノミとそれを保護する綿・穀物などが投下され、^{グアン} 県城中心の閔廟街・^{ミアオジエ ジイオシアン} 鷄鵝巷一帯、および県城東門付近に落下した（次頁の地図参照）。

投下されたノミが直接人間を噛んだことから、常德のペスト流行が始まった。ペストの潜伏期間を過ぎた11月12日から、ペスト患者が出始めた。閔廟街に住む12歳の少女（^{ツァイタオアル} 蔡桃児）が最初の犠牲者となった。同人は、^{グアンデエ} 広徳病院（長老派宣教病院）に運び込まれ、翌日死亡した。同院の医師譚学華と検査技師汪正宇は、すでに日本軍機から投下された綿や穀物を検査し、ペスト菌に形態学上類似している細菌を発見していたが、同人の解剖の結果、やはり同様の細菌が発見された。

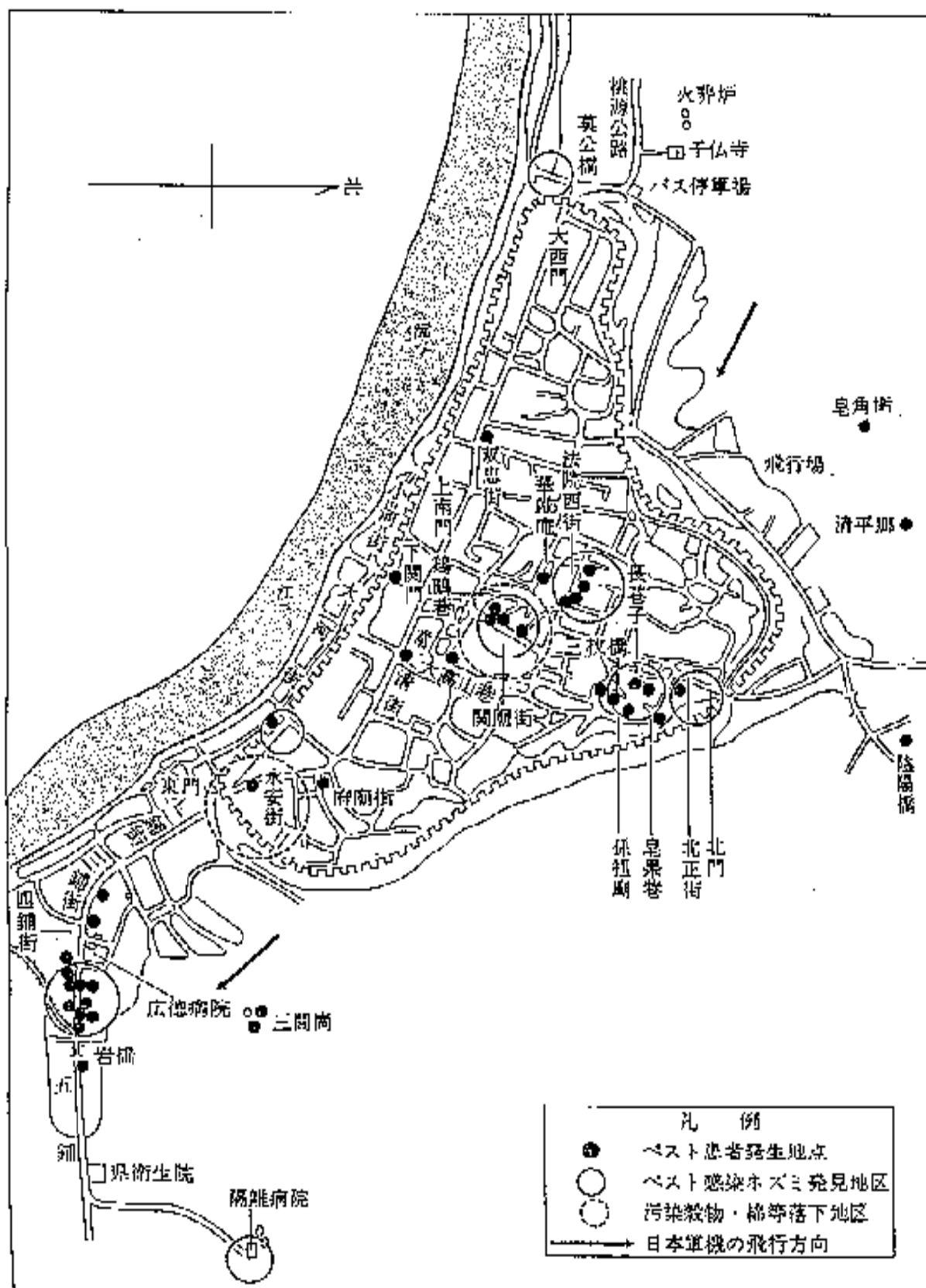
さらに、11月13日から14日にかけて3名の高熱、鼠径腺の腫れなどペストの症状を示す患者が死亡し、いずれも解剖の結果、ペスト菌に類似した細菌が発見された。

報告を受けた国民政府は、ペストの専門家である^{チェンウエングォイ} 陳文貴らの調査隊を派遣した（同人は、1936年、国連衛生部の招きでインドのハッフキン研究所に赴きペスト研究をした細菌学者であった）。陳文貴は、11月25日、その前日に死亡した5番目の患者（男、28歳）を解剖し、細菌培養、動物接種などの実験を行い、同患者が真性腺ペストにかかり、ペスト菌のひき起こした敗血性感染によって死亡したことを医学的に証明した。またこの頃には、常德防疫処が発足し、ペスト発生地区の封鎖、隔離病院や検査所の設置、予防注射の実施などが実施に移された。

なおこの後、前出のペストの専門家で、国民政府衛生署外国籍防疫専門官であったポリッツァーが、12月21日常徳に到着し、調査研究を開始した。ポリッツァーも、12月30日付の衛生署長宛報告で、あらゆる観察と考察から、常德における最近のペストの流行が、11月4日の飛行機の攻撃と関連があることを疑う余地はない、と結論を下している。

常德県城のペスト流行によって、1941年11月から翌42年1月までに少なくとも8名の死者が出た。

常德市街地ペスト流行関係図（1941～42年）



2、42年2月には患者は発見されず、この時点で終息したかに見えた。だが、同年から、常德県城（市街地）内においてペスト感染ネズミが増大し始め、このネズミ間の流行が、第2次流行を引き起こした。

同年3月から7月にかけて、常德県城内で34名の患者、28名の死者が報告された。前記第1章の被害者番号146の何毛它から152の・緒文は、以上の常德県城におけるペスト流行で死亡したものである。

ただし、これらの数値は病院か隔離病院に収容されたものだけであり、実際の患者数のごく一部にすぎない。なぜなら、ペストによる死者が発生しても、家族は自分たちも病院に収容されることを恐れ、遺体を密かに埋葬したため、当局に報告されないことが多かったからである。

なお、第2次流行は、ネズミの調査から予想されたため、常德防疫処は常德から移出される物資の検査、交通の要所への検疫所の設置、戸別の予防注射などの措置をとり、国民政府はあらかじめ防疫部隊を派遣した。第2次流行が現実のものとなるや、防疫活動はさらに強化されたが、それでも農村部への波及は防げなかった。

3、1942年5月初め、肺ペストが常德県城の北西に22キロ離れた桃源県漆家河鎮莫林郷李家湾村に伝播した。李家湾村の李佑生（男、55歳）が常德県城に豚を売りに行き、県城内でペストに感染した。李は李家湾に戻ってから死亡した。

死亡した李から、肺ペストが、李の妻をはじめとする家族、隣家、見舞いに訪れた親戚などに伝染し、少なくとも17名が死亡した。前記第1章の被害者番号153の李佑生から162の李元成は、このペスト流行の被害者である。

またペストは、同年10月以降、常德県城から30キロ離れた石公橋と、石公橋から5キロ離れた鎮徳橋にも伝播した。石公橋では、少なくとも43名が死亡したが、このうち、石公橋の丁長発1家は、家族8名・雇用人3名が死亡し、当時この家に住んでいた者全員が死亡している。前記第1章の被害者番号163の周蓮清から188の黄岳峰は、石公橋のペスト流行で死亡、もしくは罹患したものである。

なお、常德県城から農村地区に拡大した被害は、桃源、石公橋及び鎮徳橋を含めて死者約100名となるが、これは前述したように実際のペスト死亡者のごく一部を示す数値にすぎない。

6、細菌戦による江山^{ジアンシャン}のコレラ被害

江山市（旧称江山県）は、浙江省が江西省と境を接する付近、つまり浙江省では最奥の都市であり、江西省の玉山市とは浙・鉄道で近接している。同地に対し、日本軍は、1942年、浙・作戦の際に、細菌攻撃を行った。

すなわち日本軍は、浙・作戦で1942年6月11日、江山県城を占領し、8月21日に撤退した。この時、日本軍は、県城近くの清湖から県城にいたるまでの一帯に、細菌を撒布し、多数の被害者を出した（次頁の地図参照）。

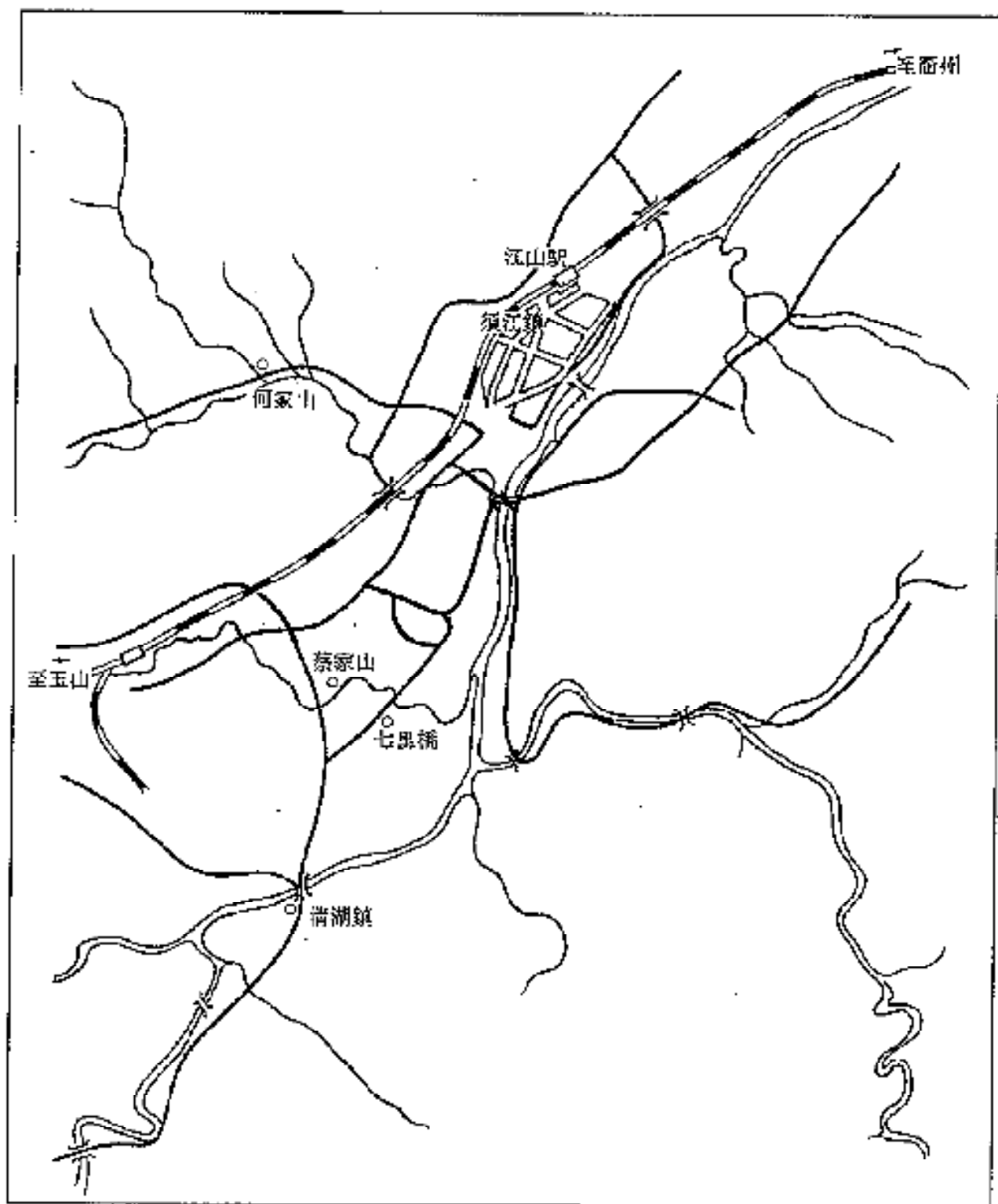
撒かれた菌は常山と同じくコレラ菌であり、やはり①井戸に直接入れる、②食物に付着させる、③果物に注射する、という3つの方法が用いられた。

このうち、②の食物とは餅状のものであった。江山の人々は、日本軍の細菌戦とは思ってもせず、これを拾って食し、被害に遭っている。

たとえば、県城近郊の蔡家山村^{ツァイジヤ}の鄭蓮妹（女、1933年生まれ）の養母（52歳）は、隣人が持って来てくれた餅状の食物を食べ、腹痛を起こした。さらに嘔吐と下痢が始まり、下痢は水様のものに変化して脱水症状を起こし、青黒い顔になって翌日夜に死亡した。症状は典型的なコレラのそれであった。

このコレラ流行で、江山では少なくとも約80名が死亡した。前記第1章の被害者番号189の頼世貞から194の陳愛和は、このコレラ流行の被害者である。

江山コレラ流行関係図（1942年）



第4 被告による細菌戦の隠蔽

1、細菌戦隠蔽という新たな国家犯罪

細菌戦は、日本国家の施策として行われた。731部隊や1644部隊などの細菌戦部隊が天皇の軍令によって編成された正規の軍隊であったこと、その作戦の実施が天皇の「大陸命〔大本営陸軍部作戦命令〕」にもとづく陸軍参謀総長の「大陸指〔大本営陸軍部作戦指示〕」によって開始されたこと、などの基本的な事実を鑑みれば、細菌戦が国策であったことは、今や疑いの余地がない。

一方、すでに第1章ないし第3章で述べてきたように、細菌戦によって、中国の都市や農村で多数の住民が虐殺され、あるいは傷つけられた。

しかしながら、驚くべきことに、細菌戦被害は、現在にいたるまで賠償も謝罪もされず、一切の救済措置から除外されてきた。

すなわち被告は、国家の方針として細菌戦の事実の一切を隠し続け、被害者の救済を妨害してきた。これは被告の新たな国家犯罪である。この国家犯罪は、本件提訴が、本件細菌戦が実行された1940年ないし1942年から、実に50余年を経過して起こされた経緯と深く関係する。以下、詳述する。

2、秘密作戦としての細菌戦

細菌戦による被害は、伝染病が突然発生し、感染ルートの解明に困難が伴うため、本来、加害者を特定し難い。しかも、日本軍が衢州や寧波、常德^{チュンデ}に対して行った細菌の投下は、空中撒布すれば菌は死滅するという当時の世界の生物学界の常識を越える水準のものであった。このために、連合国側のイギリスやアメリカも、細菌戦が行われた当時、日本軍が細菌を投下したという見方に否定的であったのである。

このように細菌戦自体が本質的に秘匿性の高いものであったのであるが、さらに日本軍は、この作戦を徹底した嚴重な秘匿下においた。731部隊など細菌戦部隊は、総て「防疫給水」を表看板とし、その実態が細菌戦部隊であることは、軍幹部や部隊内の人間しか知り得なかった。

また細菌戦は、現地の一般部隊にまかされず、731部隊や1644部隊から派遣された隊員によって編成された部隊が、細菌戦用の基地を特別に準備して、実行した。1942年の浙・作戦のさいに地上で撒布されたコレラ菌などにより、日本軍自体にも被害が出たが、これもこの細菌戦が一般部隊に秘匿されたまま実行されたからである。

なお、日中戦争、さらにアジア太平洋戦争期を通じて、日本軍は捏造された「赫赫たる戦果」を誇り続けたが、細菌戦の「戦果」を公表しなかったことは言うまでもない。

3、敗戦直前の被告による隠蔽

1、1945年8月9日未明、ソ連軍がソ満国境を南下し参戦した。これに対し日本軍は、同日、大本営参謀の朝枝繁春をして、陸軍参謀総長名で731部隊に対し、細菌戦の研究・実行の証拠を徹底的に湮滅することを命じた。これを受けて731部隊は、証拠書類の焼却、細菌研究・製造施設や監獄の破壊などを行った。監獄には当時「マルタ」と呼ばれていた囚人400余名が収容されていたが、全員毒ガスで殺害され、遺体は焼却のうえハルビン市内を流れる松花江に捨てられた。

同時に、日本軍は731部隊員と家族を優先的に撤収させた。「満州国」の防衛にあたるはずの関東軍は、ソ連軍の進攻で次々に敗走・撤退し、満蒙開拓団をはじめとする多くの日本の一般市民は、混乱の中にとり残された。にもかかわらず、日本軍は731部隊の医学者50数名を特別に用意した飛行機で、また一般部隊員と家族もやはり特別に用意した列車で撤収させた。

731部隊以外の細菌戦部隊も同様に、他の日本軍部隊に優先して日本に引き揚げている。

2、このほか731部隊撤収のさい、部隊長石井四郎は部隊員に対し、帰郷後も731部隊に在籍していた事実を秘匿し経歴を隠すこと、あらゆる公職につかないこと、隊員相互間の連絡は絶対に行わないこと、を命じた。日本軍の細菌戦秘匿の命令にもとづく部隊長の訓令は、戦後になっても多くの旧部隊員を拘束し続け、細菌

戦の実態解明をきわめて困難にさせた。

なお、国内にあっても同様の秘匿措置がとられ、日本国内における細菌戦研究機関であった陸軍省の防疫研究室の資料も、陸軍次官若松只一の命令にもとづいて焼却されている。

4、戦後における被告とアメリカ合衆国政府による隠蔽

1、第2次世界大戦後、連合国により1946年5月に開廷された極東国際軍事裁判においては、日本の細菌戦について報告書が作成され、首席検事キーナンに提出されたが、裁判で触れられたのは1回だけであった。

また国際検事局は、南京・1644部隊の元隊員の供述書を入手し、細菌戦についての手がかりを得ていたが、同検事局はこの供述書を極東国際軍事裁判に提出しなかった。同裁判では、日本国家の戦争犯罪が正面から問われていたにもかかわらず、明らかに非人道的な細菌戦が裁判の対象となることがなかったのは、被告とアメリカ合衆国政府が、細菌戦の事実を隠蔽したためである。

2、アメリカ合衆国は、1945年9月から細菌戦部隊の活動について調査を開始した。このさい、石井四郎ら細菌戦部隊の幹部には戦犯免責が与えられたが、この戦犯免責の獲得には、日本政府関係者や旧軍幹部による、日本側からの働きかけがあった。

さらに47年1月、ソヴィエト連邦は、731部隊の石井四郎以下幹部3名を人体実験に関して尋問したいと要求したが、アメリカ合衆国はこれに応じず、あらためて細菌専門家を派遣して調査を継続した。この継続された調査により、アメリカ合衆国は、731部隊が有していた様々な人体実験のデータを入手したほか、中国の市民と兵士に対して12回の細菌戦が実施されたこと、日本軍の細菌戦の中でペスト菌などが細菌兵器として有効であったことなどを知った。

だが、これらの調査結果は「極秘」（トップ・シークレット）とされて秘匿された。この調査結果の秘匿は、被告の国家犯罪を隠蔽するものでもあった。

なお、戦犯免責を受けた731部隊の幹部の多くは、戦後医学界や医薬業界にあ

って枢要の地位を占めた。例えば薬害エイズを引き起こしたミドリ十字は、戦犯免責を受けた731部隊幹部の内藤良1が創業し、731部隊の技術を受け継ぎ、同部隊長を務めた北野政次など多くの731部隊人脈が築いた企業である。

3、1949年12月、ソヴィエト連邦は独自に、ハバロフスクで細菌兵器の準備と使用に関わった日本軍捕虜12名を裁判にかけ、731部隊の本部・支部の責任ある立場のものとして、川島清、柄沢十三夫、西俊英、尾上正男が裁かれた。証人尋問では12名が証言し、古都良雄が中国における細菌撒布や人体実験について、堀田が^{アンダー}安達における野外人体実験について証言した。

細菌戦に関する多くの事実が明らかにされた公判記録は、翌1950年に日本語版も出版されたが、これに対しアメリカ合衆国対日理事会は、この裁判を日本人のソ連抑留問題から目を逸らすためのフレーム・アップであるとの声明を出して、細菌戦の諸事実が明らかになることを妨害した。被告は、このアメリカ合衆国の政策に追随した。

なお、ハバロフスクにおける裁判と同時期に、中国では独自の調査や中国側の証言者にもとづいて反細菌戦のキャンペーンを行い、日本軍による細菌戦を非難したが、日本側の隠蔽により十分な証拠を得ることはできなかった。

5、1980年代における被告の隠蔽

1、細菌戦部隊の活動についての諸事実は、80年代にいたって、ようやく解明の道をたどり始めた。

1981年、アメリカのジャーナリスト、ジョン・パウエルが論文「歴史における隠された1章」を発表し、アメリカ合衆国が国益のために、戦犯免責を与えてかわりに人体実験の「成果」を獲得した経過を初めて明らかにした。また、同年刊行された森村誠一『悪魔の飽食』、常石敬一『消えた細菌戦部隊』は、人体実験を中心とする731部隊の活動の基本的事実を明らかにした。

にもかかわらず、被告は1983年の教科書検定で、家永三郎執筆の高校日本史教科書の731部隊の記述について、「時期尚早」であるとの理由から全文削除を

命じた。アメリカ合衆国とともに細菌戦の事実を隠蔽しようとしてきた被告の政策は、何ら変わるところがなかったのである。

2、1986年9月1日、米下院復員軍人委補償問題小委員会での公聴会において、ハッチャー国防総省記録管理部長は731部隊の資料が1950年代後半に日本に返還されていると語った。

国会図書館は、調査の結果、これらの資料は日本へ返却後、最初に外務省復員局に渡されたのち、防衛庁防衛研修所戦史室に移されたと発表した。だが、被告は、これら資料の存在を確認できないとの態度をとり、実質的に公開を拒否した。この被告の不作为は、現在にいたるまで続いている。

第5 細菌戦の事実の解明

1、井本熊男の業務日誌の発見

日本軍が行った細菌戦の事実は、被告による徹底した隠蔽工作にもかかわらず、遂に1990年代半ばになってから、急速に解明されるようになった。

細菌戦の事実が解明されるようになった最も決定的なきっかけは、吉見義明中央大学教授と伊香俊哉立教大学講師が、被告（防衛庁防衛研究所図書館）の保管する

- ① 井本熊男大佐の業務日誌（全23冊）
- ② 金原節3軍医大佐の「陸軍省業務日誌摘録」（全35冊）
- ③ 大塚文郎軍医大佐の「備忘録」と題する日誌（全13冊）
- ④ 真田穰一郎少将の業務日誌（全40冊）

等の中から、細菌戦に関する重要な記述を発見し、1993年12月、その内容を公表したことである（各将校の階級は最終のもの）。

右に発表されたもののうち、とくに大本営参謀本部作戦課員や支那派遣軍参謀等を歴任した井本熊男（以下、「井本」という）の業務日誌（以下、たんに「井本日誌」という）は、細菌戦に関する日本軍側の記録として1級の証拠価値を有するものである。

井本の経歴は、大本営参謀本部作戦課員（1935年12月ないし1939年9月。1940年10月ないし1942年12月）、支那派遣軍参謀（1939年9月ないし1940年10月）等である。

重要なことは、井本は、1935年12月に大本営参謀本部作戦課に配属されて以降、1貫して、細菌戦に関して731部隊等の細菌戦部隊と陸軍中央側で連絡をとる担当だったことである。

日本軍においては、細菌戦攻撃の秘匿名を「ホ」号といい、井本日誌には、「ホ号」「ホ」「ほ号」「保号」などの形で記載されている。

以下に引用する井本日誌の記載を通して、本件原告の被害地である中国浙江省の衢州、寧波、江山、また湖南省の常德に対して日本軍が細菌戦を行った事実が一層明らかになる（但し、引用する井本日誌中の〔 〕内は引用者。□で表された部分は解

読不明の部分である）。

2、1940年の細菌戦に関する井本日誌

以下に引用する1940年の井本日誌によって、日本軍が衢州と寧波に対して本件細菌戦を行っていたことは明らかである。

1、1940年6月5日の井本日誌

次の6月5日の日誌は、浙江省における細菌戦に関して、支那派遣軍参謀の井本が、参謀本部作戦課の荒尾興功（中佐、当時。以下同じ）、増田知貞（中佐）との間で行った打ち合わせの内容を記載したものである。

1、時キ 仮（七月中） □□問題解決。
2、飛行場 句^{〔客カ〕}陽。
3、目標 浙・沿線都市。
4、実施部隊ノ指キ 総司令部直轄（責任者ハ石井大佐）。
（中略）
へ、高度概ネ四千以上トス。
ト、種類、雨下、ノミ。
〔1940年6月5日付「井本日誌」第7巻〕

右の記載内容は、前記第2章（49頁参照）で述べたとおりである。なお、飛行場として当初、江蘇省の句容^{ジアンスウ ジュルウオン}（南京の東方向）が予定されていたことがわかる。

2、右1以降の井本日誌には、細菌戦に関して次のような記載がある（ただし、「」の括弧内は井本日誌の記載の文言である）。

6月28日。井本は、「中央ト「ホ」其他ノ連絡ノ為急遽上京スルコト、決メ」南京から上京した（「井本日誌」第7巻。以下、同じ）。

7月2日。井本は、東京の「軍医学校ニ於テ石井大佐以下ト決定事項ニ関シ確認的意味ニ於テ更ニ一度打合セヲ行」った。

7月21日。井本は、「午前石井部隊ニ於テ「ホ」ノ件打合せ」の後、「東京ヨリ命令下達スルニ付即時作戦ノ航空参謀上京スヘキ旨来電」を受け、「杭州ハ思切リテ偵察スルコトニ決心」した。

7月22日。井本は、「午前杭州ニ飛ヒ斯要件偵察」し、^{ハンジョウ ジエンチアオ}杭州市 笕橋 の「旧中央航空学校ヲ使用スルコトニ決定」した。

3、1940年8月16日の井本日誌

次の8月16日の日誌は、「杭州ニ於テ連絡」と題し、井本が杭州市笕橋の旧中央航空学校に赴き、細菌戦の実戦部隊である奈良部隊に対して、支那派遣軍総司令部の「命令ノ伝達」などを行ったときの連絡内容を記載したものである。

- 1、命令ノ伝達
- 6、経費ノ出場所（ハルピンカ南京カハ総司令部ニ於テ研究ス）
- 12、目標ノ空中写真
- 13、消毒薬ノ請求
- 15、兵要地誌（攻撃目標到迄）
- 17、○弾 15H 〔1940年8月16日付「井本日誌」第8巻〕

右の記載のとおり、支那派遣軍総司令部が行った「命令ノ伝達」とは、杭州にいた石井部隊に対するものであり、その内容は、細菌戦に関する具体的な攻撃目標地点の空中写真、地誌等の搜索及び細菌戦の弾薬、消毒薬の準備等の作戦命令であった。なお、「15H」とは15発の意味である。

4、1940年9月10日の井本日誌

次の9月10日の日誌は、井本が奈良部隊の大田澄（中佐）と増田^{よしやす}美保（大尉）から、攻撃目標と細菌輸送に関して報告を受けた内容を記載したものである。

10／9〔9月10日〕

1、奈良部隊^{ママ}太田中佐、増田大尉ト連絡

1、目標ヲ^{ママ}9／10搜索ス、寧波ト[?]衢県ハ目標トシテ適當ナル如シ

(金華ハ^{ママ}?)

航空写真

(都市)

2、10／9第1回弾薬輸送ノ処遅ル、数日中ニ到着ノ予定、第1回Cヲ

Tニ改ム

〔1940年9月10日付「井本日誌」第8巻〕

右の記載のとおり、大田澄及び増田美保は、航空写真等による搜索の結果、攻撃目標地点は寧波と衢県が適當であること、さらに^{ジンホア}金華を候補にあげたことを井本に報告した。第1回の細菌戦輸送の弾薬は、当初予定された「C」（コレラ菌）ではなく「T」（チフス菌）に変更された。

5、1940年9月18日の井本日誌

次の9月18日の日誌は、井本が奈良部隊との間で確認した細菌戦の具体的実行計画の内容を記載したものである。

18／9〔9月18日〕 水

2、奈良部隊トノ連絡

1、開始遅延ノ理由

2、弾薬ハ^{ママ}航中ノ外陸上輸送モ併セ行フコト、ナレリ

3、福島雇員戦死情況

4、製産量ハ1日10K（C）（T）ハ其以上

5、目標、寧波ハ可ナリ（附近部落 1 K平方ニ1.5）。

金華、玉山ハ1^{キロ}×2 K（附近部落 1 K平方ニ0.7-0.8）。

山本〔吉郎関東軍〕参謀ヨリ

- 1、稀釈セシメタル弾薬ヲ広く行フモノト、濃度大ナルモノヲ回数少ナク落下スル場合トアリ、後者ノ為ニ目標ヲ温州ニ選定ス（台州、温州、麗水[?]）。
- 2、雨下法決定ノ為ニ落下傘使用ノ件
寧波ノ海上案
- 3、航空写真機1コ借用
- 4、笕橋飛行場ノ使用ニ関スル件
他部隊ノ使用ハ遠慮スヘキコト、其他連絡ノコト
- 5、地図ヲ渡ス件
- 6、謀略関係事項
之カ用法ニ関スル件

〔1940年9月18日付「井本日誌」第9巻〕

右の記載のとおり、奈良部隊との間で確認した細菌戦の具体的実行計画の内容は、攻撃目標として寧波、金華に加え、新たに玉山・温州・台州などの地名をあげ、寧波には、1キロメートル四方当たり1・5キログラムなどと、攻撃目標ごとの細菌使用量などが示された。

細菌の生産量は、コレラ菌(「C」)が1日あたり10キロ、チフス菌(「T」)はそれ以上が見込まれていた。

また、細菌戦の開始が遅延した理由、細菌爆弾の輸送を航空機と陸上輸送を併合して行うこと、軍属の福島^{フクノ}の戦死状況の確認がされた。

さらに、山本参謀より、「稀釈セラレタル弾薬」を使用する場合と、「濃度大ナルモノ」を使用する場合の2通りの撒布方法が具体的に示された。

また、細菌戦に使用する飛行場は杭州市の笕橋飛行場が予定され、使用の際は、他の部隊の使用を禁止することが確認された。「謀略関係事項」についても確認され、細菌戦を秘密裏に実行するための検討がなされた。

6、1940年10月7日の井本日誌

次の10月7日の日誌は、井本が、奈良部隊の中心の実行者であった山本吉郎（参謀）、福森憲雄（少佐）、大田澄、金子順1（大尉）、増田美保の5名から細菌戦の実施状況と実施の教訓についての報告を受けた内容を記載したものである。

次頁の記載から、1940年9月18日ないし同年10月7日の期間に、日本軍は浙江省において6回の細菌攻撃を行った。なお、「蚤」は、ペスト感染ノミのことである。

また、攻撃の効果の判定のために密偵（スパイ）による調査を行うこと、攻撃目標及び攻撃方法に融通性を持たせること、攻撃方法を重複することができること、細菌戦の将来については継続する見通しであることなどが報告された。

1、奈良部隊ノ状況聴取

（山本〔吉郎〕参謀、福森〔憲雄〕少佐、太田〔澄〕中佐、金子〔順1〕大尉、増田〔美保〕大尉）

1、輸送 今迄ニ6回（内船2回）

空輸ハ各其日ニ到着、船ハ約6日ヲ要ス、将来ハ航空機ヲ可トス

2、今迄ノ攻撃回数6回（別表ニ依リ説明）

蚤ハ、1g、約1700□

3、効果ノ判定ヲ期待ス

密偵

4、気象諸原ハ杭州ニ於テ測定シテ之ヲ現地ニ移スコト、シ、落下傘ヲ使用セザル如クス（寧波ニ対シテノミ）

5、温州ハ雨下ノ目標トナルモ台州等ハ不適當、但シ温州ヲ攻撃スル場合ハ気象諸原決定ハ傘ヲ使用セザレバ困難ナリ

6、（山本参謀ヨリ）

目標及攻撃法ニ融通性アル如クセラレ度

（決定）

攻撃法ヲ重複スルコトヲ得

7、人事ノ件

8、兵要地誌

9、「ホ」作戦将来（継続ノ見透）

〔1940年10月7日付「井本日誌」第9巻〕

7、右6以降の井本日誌には、細菌戦に関して次のような記載がある。

10月8日。井本は、参謀本部作戦課に転任するので、増田知貞や井本の後任者の吉橋戒3（少佐）と打ち合わせを行った。その中で、「実験ハ何時迄経チテモ終了スルモノニ非ス。12月ニナレバ如何ニスルヤヲ考慮シ置クヲ要ス（12月ニハ1応引上ゲテ来年出直ス）」、「C〔コレラ菌〕ハ出ナイト思ウ、P〔ペスト菌〕ハ或ハ成功スルカモ知レス」などの話が出た（「井本日誌」第9巻。以下、同じ）。

11月25日。参謀本部勤務となった井本は、軍医学校の北條中佐から、「大陸指690号ニ拠リ〔目下実施中の細菌戦に関する〕試験ハ本月末ヲ以テ終了スル如ク指示ヲ出サル」。

11月30日。井本は、支那派遣軍参謀の吉橋戒3から、「11月末日終了スル事ニ異存ナシト石井大佐答フ」、一方、石井四郎（大佐）は「杭州、上海ノ中間ニ同案持3」し、結局、「金華ヲ攻撃スル如ク協定成立セリ」、と報告を受けた（「井本日誌」第10巻）。

3、1941年の細菌戦に関する井本日誌

以下に引用する1941年の井本日誌から、日本軍が常德に対して本件細菌戦を行っていたことは明らかである。

1、1941年1月ないし同年9月の井本日誌には、細菌戦に関して次のような記載がある。

1月15日。井本は、渡辺参謀から「「ホ」ノ件」について「媒介物ヲ欲ス」

「補給手段」「適當ナル容器カ必要（取扱ヲ簡易ニス）」「實用ノ際航空部隊ニヤラセルカ、特殊部隊トスルカ」「重爆ニテ夜間攻撃ニテ奇襲的ニ実施スルヲ可トスヘシ」などの連絡を受けた（「井本日誌」第10巻）。

2月5日。「ホノ「研究」」として、医務局の中留金蔵・金原節3医事課員、渡辺甲1衛生課長、鎌田調医事課長と石井部隊の石井四郎、大田澄、山本参謀、福森、碇常重、金子順1、野崎、増田知貞、小野寺義男、北支那防疫給水部の西村英二、板倉らが「作戦経過」「将来運用法」「仮想作戦方針」、「外国ノ非難等ニ対スル責任ヲ誰カ負フカ」などにつき検討した（「井本日誌」第11巻。以下、同じ）。

2月7日。井本は、北支那防疫給水部から、「14年秋 21万円 細菌兵器ノ研究ニ資スル如ク施設ヲ初メ9分通り完成」「ノミの製造ニ援助シ得ル如ク希望ス」などの連絡を受けた。

3月25日。井本は、早川少佐から「ホノ確立ノ為雨下器 14万円」を作るための経費につき連絡を受けた。

3月26日。井本は、「石井部隊ニ行キ研究ヲ見」た。

9月1日。井本は、増田知貞から、「9月1杯ニ実施ヲ希望ス」と連絡を受けた。

9月5日。「ホニ関スル連絡」「大体ヤル決心テ行ク」との記載あり（「井本日誌」第13巻。以下、同じ）。

9月12日。「ホノ件」「大体之テ行ク」との記載あり。

9月16日。「ホノ大陸指発令」、つまり正式に細菌戦の実施に関する大本営陸軍部指示が出て、細菌戦の実施が命じられた。

2、1941年11月25日の井本日誌

次の11月25日の日誌は、常德における細菌戦に関して、井本が支那派遣軍参謀の長尾正夫から受けた報告の内容を記載したものである。

次頁の記載のとおり、1941年11月4日、日本軍は、湖南省の常德市に対し、細菌戦を実行した。この内容については、前記第2章で述べた（51頁参照）。

日誌から、実行者（731部隊の増田美保）、攻撃機の型式や攻撃時間、投下時

の高度、さらにペスト感染ノミを飛行機の機体の下に取り付けられた函に入れ、その函のフタを開けて投下させる方法をとったこと等がわかる。

「アワ36kg」とは、ペスト感染ノミ36キログラムのことで、これが常德に撒布された。

しかも、細菌戦実行後の常德のペスト流行の報告がなされている。

1、長尾〔正夫支那派遣軍〕参謀ヨリホ号ノ件

4/11朝目的方向ノ天候良好ノ報ニ接シ97軽1キ出発〔以下4字分抹消〕

0530出発 0650到着

霧深シ H〔高度〕ヲ落トシテ搜索、H800附近ニ層雲アリシ為1000m以下ニテ実施ス（増田少佐操縦、片方ノ開函不十分 洞庭湖上ニ函ヲ落ス

アワ36kg、其後島村参謀搜索シアリ。

6/11 常德附近ニ中毒流行（日本軍ハ飛行機1キニテ常德附近ニ撒布セリ、之ニ触レタル者ハ猛烈ナル中毒ヲ起ス）

20/11頃猛烈ナル「ペスト」流行、各戦区ヨリ衛生材料ヲ集収シアリ

判決

「命中スレハ発病ハ確實」

〔1941年11月25日付「井本日誌」14巻〕

なお、その後の井本日誌には、細菌戦に関して次のような記載がある。

12月2日。井本は、支那派遣軍高級参謀の宮野正年（大佐）から、「常德ヲ中心トスル湖南ニテハ「ペスト」猖ケツヲ極メアリ」との情報が伝えられた（「井本日誌」第14巻）。

3、1941年12月22日の井本日誌

次の12月22日の日誌は、井本が、増田美保から受けた細菌戦に関する報告の内容を記載したものである。

次頁の記載のとおり、井本は、増田美保から、常德での作戦が成功したことにより細菌戦部隊の士気が上がったこと、そのためペスト感染ノミ使用の効果に対して

自信がついたこと、などの報告を受けた。

また、増田は、「アワ第1」すなわちペスト感染ノミが最も優れていると考えていること、細菌戦の攻撃には99式LBなどの飛行機を使用する予定であること、さらに42年6月以降の細菌攻撃とペスト感染ノミの増産計画などの計画について説明した。

2、増田少佐ヨリ（ホ）

1、部隊ノ士気上ル アワニ対スル自信

2、主要兵キ アワ第1

使用機キ 99式LB 百型偵察キ

高空雨下ノ場合ハ航空炸裂弾

3、実施時キ来年 3回 6月以降（8月）
（10月）

4、人員可能

ラット30万手ニ入ル見込、設備モ大体可

〔以下、4行分抹消〕

5、20kg作ル為ノ装置ハ現在即可能

6、北支ニハ石油缶2万アリ

人ト金アレハ10—20kgハ出来ル

中支ハ鼠ニ困ル、（種ノミハアル）

南支ニモ種鼠ハアル

7、ウヂ弾ハ7000（信□2000）アリ

ロ弾（著地19000発）

ハ弾（1350発）

サニ弾（3000□□ノ為）

□□□□（1万3千円分必要）

ウ弾（雨下用）300発

〔1941年12月22日付「井本日誌」第14巻〕

4、1942年の細菌戦に関する井本日誌

以下に引用する1942年の井本日誌から、日本軍が江山に対して本件細菌戦を行っていたことは明らかである。

1、1942年3月ないし同年7月の井本日誌には、細菌戦に関して次のような記載がある。

3月18日。「「バタン」ニ対スルホノ件」として、バターン半島にたてこもるアメリカ・フィリピン軍に対する細菌戦として、「東京1月 300kg — 使用セハ東京ニテ作ル必要アルヘシ」「1000kg位ヲ10回位必要？爆弾300発位アルヘシ」などと検討した。（「井本日誌」第17巻。以下、同じ）

3月19日。井本は、軍医学校教官の増田知貞から「主攻撃ウジ弾」「人員100名」と記載された地図で説明を受けた（後に、細菌の生産ができる以前の5月、アメリカ・フィリピン軍が降伏したため、右の記載の部分に大きく×印がつけられ、「発令取消ス」と記載された）。

4月12日。「昭和17年ホ号指導計画」に、「攻撃目標」として「^{クワンミン}昆明」「^{リシヨイ ユイシャン チュシエン グォイリン ナンニン}麗水・玉山・衢県・桂林・南寧（沿岸飛行基地）」、「SAMOA [サモア]」、「DH [ダッチハーバー]」、「濠州要点」、「カルカッタ」等があげられた（「井本日誌」第18巻。以下、同じ）。

5月27日。参謀本部で「ホ下打合」が行われ、井本のほかに石井四郎（少将）、村上隆（中佐）、増田知貞、小野寺義男、増田美保が3加した。

①機密保持に注意すること、②編成装備を具体的に計画すること、③飛行機は「新撒布器ヲツケタ」99式双発機を使用すること、④本年使用可能な菌は「C [コレラ菌]、T [チフス菌]（中出来）、PA [パラチフス菌]（上出来）、P [ペスト菌]（1/1000万ミリグラム迄向上セリ）」、つまりコレラ菌・チフス菌・パラチフス菌・ペスト菌であったこと、⑤ペスト菌の現在量は「平房2キロ、南京1キロ（ネズミ不足）、その他1キロ」の合計4キログラムであること、⑥友軍の感染防御と機密保持のため2箇班を付けること、

等が確認された。

石井四郎から、① 731部隊の細菌製造機関を増強すること、②細菌戦実施のための中央機関を編成すること（それができない場合、医務局医事課に専任者を置くか、731部隊長が全軍の防疫給水部を区処できるようにすること）、③国際連盟は「放テオク」こと、④軍医学校と731部隊の要員を中支那派遣軍に配属すること、などの要望があった。また、「風船ニテヤル案（ノミ、鼠）も提案されていた。

また増田知貞からは、軍医学校校長桃井直幹から陸軍大臣宛に「作戦資材整備方の件」を5月14日付で申請したこと、現在2000匹しかいないネズミを1万匹にするため、それを収容できるバラックを作るよう申請をだしたことが報告され、井本はこれらについて「要処置」と注記した。

5月30日。参謀本部に石井四郎、村上隆、増田知貞、小野寺義男、増田美保が招集され、「〔参謀本部〕第1部長〔田中新一少将〕ヨリ大陸指及注意伝達」された。

6月29日。「増田中佐トノ連絡」として、「ふ号〔風船爆弾〕」として

「証拠隠滅ノ公算70%、部隊ヲ作ルコト、50k以下ナラハ精度相当ニ大、人事ノ件」とある。ここで「ふ号」とは、細菌戦用の風船爆弾のことである。

7月6日。井本は、碓常重中佐から「支那ホハ準備出来タ、天候之ヲ許セハ常時進出可能也」との報告を受けた。

7月15日。井本は、井上中佐から、支那派遣軍の中に、細菌戦の被害が日本軍にでることをめぐって意見対立があることについて報告を受けた。そこで結論として、「住民ノ進入後ヲ狙フ如ク無住地帯ニ施策ス」ということ、つまり、住民が逃亡した地域に細菌を散布して、日本軍撤退後復帰した住民が感染するような散布法をとることが確認された。また「餅不足」、つまりネズミ不足ということもあって、「実力攻撃ハ8月中旬以後ト予定ス、具体的ニハ示サレアラズ」ということになった。この報告を受けて、井本は、「要スルニホニ対シテ信頼ヲ持タス、厄介視シアル現況也、将来ヲ相当ニ考慮セザル可ラズ」と言わざるをえなかった。

7月26日。井本は、石井四郎と連絡し、細菌戦実施予定日は「8月20日公

算大」と判断した。石井四郎は、「無人ノ清野」に、あるいは「桂林、衡州〔^{ホンヤン}衡陽〕等ハ敵航空部隊制圧後」に、「PX〔ペスト菌またはペスト感染ノミ〕、C〔コレラ菌〕、T〔チフス菌〕等」を撒布すること、つまり、日本軍への感染の危険が生じないようにするため、支那派遣軍が「無住地帯」や遠方の桂林・衡陽などの攻撃を行うが決定された。

また、「・州、建瓯等ハ未然ニ低空ヨリヤリシモ〔桂林、衡陽攻撃は〕戦爆共同ト共ニ行動シテモ可」とあり、既に・^{ガンジョウ}州、^{ジェンオウ}建甌などで空からの細菌戦が実施されていたことがわかる。

また、26日の記述には、「石井少将ノ今後ノ仕事」として、「ホトノ関係、ホヲ潰サヌ事、軍医部長トシテノミヤル？決定ノコト」とある。（「井本日誌」第19巻。以下、同じ）

7月27日。参謀本部第1部長は、8月1日付の定期異動で第1軍軍医部長に転出することになっていた石井四郎に対し、「ホノ後始末ハ石井少将ガ実施スルコト」と指示した。

2、1942年8月28日の井本日誌

次の8月28日の日誌は、江山等の^{ジョガン}浙・鉄道沿線の都市に対する細菌戦に関して、井本が、長尾参謀から受けた「ホノ実施ノ現況」と題する報告の内容を記載したものである。

次頁の記載内容は、前記第2章（55頁参照）で述べたとおりであり、日本軍は、^{ジアンシ}江西省の^{グアンシン}広信、^{グアンフォン}広豊、^{チャンシャン}玉山、浙江省の江山、^{リシヨイ}常山、^{リシヨイ}衢県、麗水に細菌戦を実施した。

具体的攻撃方法は、例えば、江山では、「C」（コレラ菌）を井戸に直接入れたり、食物に付着させたり、果物に直接注射したりした。

「撤退後攻撃開始ス」とあり、日本軍部隊の撤退後に細菌戦が開始された。

1、広信 Px(イ)毒化ノミ。
(^{ママ}口)ノ鼠ニ注射シテ放ス

広豊 (イ)

玉山 (イ)

(ロ)

(ハ)米ニPノ乾燥菌ヲ付着セシメ鼠—蚤—人間ノ感染ヲ狙

フ。 江山 C a 井戸ニ直接入レル

b 食物ニ付着セシム

c 果物ニ注射。

常山 右同

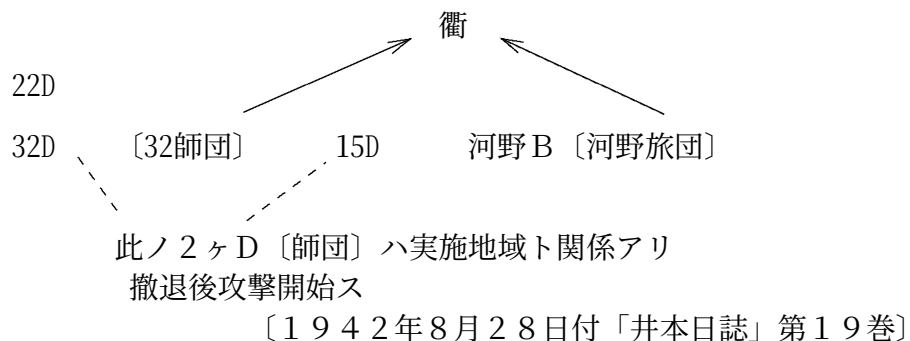
衢県T、PAノミ

麗水T、PAノミ

2、南京ニ総弾薬ヲ集メ、〔飛行機〕衢州—〔自動車〕—目的地。

3、攻撃ノ為ノ人員ハ約110名中、13ハニテ、他ハニテ、杭州ヨリ、3／8〔8月3日〕迄ニ展開ヲ了ル

4、地上作戦トノ関係



3、前記2以降の井本日誌には、細菌戦に関して次のような記載がある。

10月2日。中国政府が日本の細菌戦を非難し始めたので、井本は、「ホ」号の件として、「〔参謀〕次長電ニ依リテ飛行機ニ依リ実施スルコトハ当分ノ間延期スヘキ旨電報」をうった（「井本日誌」第19巻。以下、同じ）。

10月5日。井本は、増田知貞から、浙・作戦における「地上実施ニ関スル実情」、つまり地上での撒布の結果として、「PX（P其他）ハ先ツ成功？衢県T

ハ井戸ニ入レタルモ之ハ成功セシカ如シ（水中ニテトケル）」との報告を受けた。

5、細菌戦部隊の旧隊員及び中国人被害者の体験供述

1990年代以降、中国各地に置かれた細菌戦部隊の旧隊員たちが、加害者の立場から細菌戦の実施について重要な証言をはじめたことの意義も大きい。

また数次にわたる中国の被害現地調査の中で、中国人被害者側の供述や資料が集中して出現するようになった意義も大きい。これらの供述証拠は細菌戦の事実の解明に役立っている。

細菌戦の被害を受けた中国の市民や死亡者の家族たちは、長期にわたり細菌戦の事実について確証を得ることができなかったが、前述のような経緯で細菌戦の事実隠蔽が克服され、ようやく本件提訴をなし得るに至ったのである。

第6 被告の責任

1、中国戦争被害者の損害賠償請求権

1、中日間の戦争賠償問題

中日間で初めて戦争賠償問題が話し合われたのは、いわゆる中日共同声明が作成された1972年のことである。中日間の戦争賠償問題が、日本敗戦から27年目のその年まで話し合われなかった原因はなにか。その責任はどこにあるのか。

言うまでもなく、その原因と責任は、1949年に誕生した中国新政権を中国と認めず、そればかりか1952年4月に台湾政権といわゆる日台条約を強引に結んだ日本政府にある。

日本政府のやったことは何か。日本は、一方で、日台条約(いわゆる日華平和条約)においては、台湾政権には中国全体を代表する権利がないから、台湾政権は中国としての「対日賠償請求権」を持っていない、だから台湾政府の賠償請求は認められない、という態度をとった。そうしておきながら、他方、1972年の中日共同声明では、すでに日台条約で中国との戦争賠償問題は解決済みと言い、中華人民共和国は「対日賠償請求権」を持っていないという立場をとった。要するに日本政府は、一度も中国の「対日賠償請求権」を認めていないのである。

これは、侵略戦争の加害国が、侵略された国の戦争賠償請求権を認めないということであり、絶対に許されないことである。

中日共同声明では、「中華人民共和国政府は、中日両国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する」と定められている。しかし、中日共同声明の交渉過程では、前述したとおり、日本は中華人民共和国には「中国の対日賠償請求権」は無いと主張していた。

このように被侵略国の戦争賠償請求権を否定しておいて、「戦争賠償の請求を放棄する」旨を共同声明に載せても、これで戦争賠償問題の決着がついたということにならないのは当然である。

1978年にはいわゆる中日平和友好条約が締結されたが、ここでも「共同声明に示された諸原則が厳格に遵守されるべきことを確認し」ただけで終わっており、

日本政府が中国の対日戦争賠償問題に関する対応を抜本的に改めたことはない。

以上のような事態が意味するところは、日本政府は一度も中国に対する侵略戦争を真に心から反省する立場に立っていない、ということに他ならない。

被侵略国である中国が戦争賠償を求める原点は、戦争に対する加害国の謝罪の表明を求めるところにある。この原点の心の問題において、日本政府が中国に、そして戦争被害を受けた中国の人々に対し、誠意ある謝罪を行わない限り、戦争賠償問題は終わらないのである。

では中国政府は、どのように考えているか。中国政府は、1972年の中日共同声明や1978年の中日平和条約によって解決したのは、戦争賠償問題の一部であって全部ではない、という見解に立っている。

中国政府の見解を見てみよう。1992年3月、^{チェンチィチェン}銭其茵外相は、中国人戦争被害者が個人として日本政府に損害賠償請求権を行使することについて、「中国侵略戦争によってもたらされた複雑な問題は、日本側が適当に処理しなければならない」と発言した。さらに同年4月には^{ジャンゼォミン}江沢民中国共産党総書記が^{ウシュエチエン}呉学謙副首相は「民間賠償は政府とは別のことである。戦争被害を受けた中国人が正常なルートを通じて、彼らの要求を訴えることは正当なことである」と発言した。さらに1995年3月、全国人民代表大会で、^{ウシュエチエン}銭其茵中国副首相兼外務大臣が「中日共同声明では中国人が個人として日本政府に対し賠償請求をする権利は放棄していない」旨を表明した。

このように中国政府は、戦争被害の賠償問題について、国家の戦争賠償請求権と戦争被害者である個々の中国人が持っている日本に対する賠償請求権を区別し、後者については何ら制限されないとの認識に立っている。

中日共同声明で処理されたのは、中国の国家としての戦争賠償問題だけであって、中国人戦争被害者が個人として持っている日本政府に対する損害賠償請求権は、前記共同声明によっても何ら影響を受けていないのである。

中日共同声明の中で、日本政府は、「過去において日本国が戦争を通じて中国人民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する」と中国政府に約束した。したがって日本政府は、前述した中日共同声明での約束を遵守するためにも、中国人戦争被害者の損害賠償請求権に対して、積極的な対応を取ることを

法的な意味で義務づけられていると言わなければならない。

2、細菌戦被害者の損害賠償請求の権利

本件細菌戦は、日本軍が、たんに組織的に行ったというだけではなく、文字通り国家の施策として行ったものである。しかし、細菌兵器は、いったん使われると疫病流行の範囲は予測することも限定することも不可能であり、しかも必然的に軍隊と関係ない一般住民に重大な被害を発生させる。このような細菌兵器は、人類全体に向けられたものと言わなければならない。したがって、細菌学が発達し始めた20世紀の初頭には、世界各国の間では、細菌戦は絶対的に禁止されるということが、国際的な慣習法として認められていた。さらに1907年のいわゆるハーグ条約やいわゆる1925年のジュネーヴ議定書で、条約上でも細菌戦を明確に禁止した。このように細菌戦は、人類全体にとって憎むべき戦争犯罪なのである。

しかも被告は、細菌戦が国際法で禁止されていることを充分認識した上で本件細菌戦を行った。

このような重大な戦争犯罪にあたる戦争法規違反行為が原因となった損害賠償については、被告は積極的に損害賠償に応じるべきである。

本件細菌戦被害の場合、日本政府は、本件加害行為の時点で細菌戦が国際法に違反していることを十分に認識していたし、敗戦直前から細菌戦の証拠を湮滅し、さらに極東国際軍事裁判でも隠し通してきた。このように被告は、細菌戦について法的責任を回避するために証拠湮滅を含む国家的犯罪を積み重ねてきている。

したがって被告は、原告らの損害賠償請求について、法の根源にある正義と信義則の立場から、右請求を排斥することは許されないものである。

日本軍が行った本件細菌戦のために、ペストやコレラで殺された中国の市民たちは、日本軍によって殺されたことすら気がつかず死んでいったし、生き残った家族も長い間細菌戦による疫病であったことを知らなかった。また生き残った人達も長期間疫病の流行に苦しめられた。彼らの無念さが細菌戦被害者である本件原告らの損害賠償請求の根源にある。戦争犯罪に対する司法的規制の核心的問題は、いまわしい戦争犯罪を将来にわたって抑止すること、および戦争被害者の現実的な救済にある。

この両方を実現するためには、被害者個人が、加害国に対し直接に、損害賠償を請求する権利をもつことが最も効果的である。

日本国憲法は、その憲法原理として、第9条に象徴される永久平和主義をとっている。さらに、この原理を実現するために憲法前文は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」た旨を宣言している。この前文の規定は、日本が、戦争被害の賠償について国家として積極的に行動すべきことを憲法上明らかにしたものと解することができる。こう理解することによって、その前文は有意義なものとなる。したがって、被告は、本件細菌戦被害者の損害賠償請求に積極的な姿勢を示す法的義務を負担しているのである。

2、ハーグ条約第3条に基づく損害賠償請求権

1、ハーグ条約及びこれを内容とする国際慣習法の成立

「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」（以下、「ハーグ条約」という）は、1907年オランダのハーグにおいて開かれた第2回ハーグ平和会議で採択された条約である。同条約には、同会議に3加した44ヶ国が署名し、その効力は1910年1月に発生した。日本は1911年に批准している。

戦争被害の賠償に関して、ハーグ条約第3条は次のとおり規定する。

「第3条 前記規則ノ条項ニ違反シタル交戦当事者ハ、損害アルトキハ、之カ賠償ノ責任ヲ負フヘキモノトス。交戦当事者ハ、其ノ軍隊ヲ組成スル人員ノ一切ノ行為ニ付責任ヲ負フ」

右のハーグ条約第3条は、後述するとおり、軍隊構成員が戦争法規に違反する行為をおこなった場合に、その被害者個人が、加害国に直接に損害賠償を請求する権利を定めたものである。

ところでハーグ条約は、制定当時すでに国際的慣習として世界各国で承認されていた内容を条約にしたものであり、第1回ハーグ国際会議の3加国を上回る世界の主要な44ヶ国が3加した国際的な平和会議の総会において全員一致で採択された条約である。また、世界各国は、ハーグ条約の制定以降、同条約の遵守を表明し反対意思を表明する国もなく、かつ同条約の内容は現実に履行されてきた。 さらに、

同条約に違反する行為が戦争犯罪を構成することは国際的に承認されていた。日本も、批准後の第1次世界大戦に参戦するとき、同条約の遵守を表明すると同時に各国にその履行を要求した。

以上の事実から、ハーグ条約の内容が、遅くともその効力発生時以降、国際慣習法としても成立していたことは明らかである。

したがってハーグ条約第2条には、「第1条ニ掲ケタル規則及本条約ノ規定ハ、交戦国力悉ク本条約ノ当事者ナルトキニ限、締約国間ニノミ之ヲ適用ス」といわゆる総加入条項があり、第2次世界大戦交戦国中には同条約を締結していない国も存在していたが、総加入条項の故にハーグ条約の適用が排除されるものではない。このことは、ニュールンベルグ国際軍事裁判所及び極東国際軍事裁判所においても明示されており、疑問の余地はないところである。

なお、ハーグ条約第3条に言う「前記規則ノ条項」とは、「ハーグ条約」付属規則である「陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則ハーグ陸戦規則」（以下、「ハーグ規則」という）のことであるので、次にハーグ規則について検討する。

2、細菌戦の戦争法規違反

ハーグ規則中、細菌戦については、同則第23条が関係する。その1項本文は、次のとおり規定する。

「第23条1項 特別ノ条約ヲ以テ定メタル禁止ノ外、特ニ禁止スルモノ左ノ如シ」

その禁止事項の各号中、イ号とホ号は次のとおりである。

イ号 「毒又ハ毒ヲ施シタル兵器ヲ使用スルコト」

ホ号 「不必要ノ苦痛ヲ与フヘキ兵器、投射物其ノ他ノ物質ヲ使用スルコト」

ところで、細菌兵器は、細菌のもつ強力な毒力と感染性により、人は容易に細菌に感染し人体に致命的な損傷を与えることを企図した兵器であるから、前記イ号に該当する。また、細菌兵器は、広範な人々に対して長期にわたって悪質な伝染病を蔓延させて、苦痛をもたらすものであるから、前記ホ号にも該当する。

一方、細菌戦は、1925年6月に署名された「窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書」（以

下、「ジュネーヴ議定書」という）においても禁止されていた。

すなわち、「この禁止を細菌学的戦争手段の使用についても適用する」と明文で細菌戦は禁止された。

ジュネーヴ議定書については、これに反対する意思を表明する国家もなく、各国が細菌兵器を使用しないことは現実に守られ、かつ細菌兵器の使用が戦争犯罪を構成することは国際的に承認されていた。したがってジュネーヴ議定書は、遅くともそれが発効した1928年ころには、国際慣習法としても確立していた。日本政府も、同議定書に制定直後に署名しており（ただし、批准したのは1970年）、同議定書が国際慣習法の成立していることを十分に認識していた。

また、ハーグ規則第25条は、「防守セサル都市、村落、住宅又ハ建物ハ、如何ナル手段ニ依ルモ、之ヲ攻撃又ハ砲撃スルコトヲ得ズ」と防守されない都市の攻撃を禁止しているが、本件細菌戦がこれに違反していることも明白である。

よって被告が行った本件細菌戦は、ハーグ規則第23条1項イ号及びホ号、同第25条に違反すると同時に、1925年のジュネーヴ議定書にも違反し、明らかに戦争法規違反である。

3、ハーグ条約第3条が認める賠償請求権の帰属主体

ハーグ条約第3条は、交戦当事者が戦争法規に違反する行為をなしたことにより個人に損害を与えた場合には、加害国は被害者個人に対し直接の損害賠償責任を負うことを認めている。以下詳述する。

- (1) ハーグ条約第3条の趣旨は、軍隊構成員にハーグ規則を遵守させるためには、訓令違反を理由とする軍事刑罰法規による処罰だけでは不十分であるとの根本的な認識に立って、規則違反行為によって個人に生じた損害については、被害者個人が加害国に直接に損害賠償を請求できること、および、その個人の損害賠償請求に対し、加害国は、指揮命令系統の管理・監督の過失が無くても、無過失の責任を負担することを国際法の明文で規定して、軍隊構成員にハーグ規則遵守を徹底させようとしたものである。このように第3条は、軍隊構成員が行ったハーグ規則違反行為について、私法上の不法行為に関する使用者責任の考え方を、加害国に適用しようとするものであった。

したがって、ハーグ条約第3条が、軍隊構成員が戦争法規に違反する行為をした場合に、その被害者個人が、加害国に直接に損害賠償を請求する権利を定めたものであることは明白である。

(2) 右の解釈は、ハーグ条約第3条の制定経過に照らすと、一層明らかである。

ハーグ条約第3条は、同条約が1899年制定の旧ハーグ条約及びその附属規則を修正して制定された際に、新たに創設された規定である。旧ハーグ条約には、戦争被害の補償に関する国家の責任を定めた規定はなかった。ただ附属規則に占領軍が市町村や住民から徴発や課役を受けた場合について「成るべく即金にて支払い、然らざれば領収証を以て之を証明すべし」(52条)とか、占領軍が私人から軍需品を押収した場合について「平和回復に至り、之を還付し、かつ之が賠償を決定すべきものとす」(53条)と定めていただけであった。

そこで1907年の第2回ハーグ平和会議で、ドイツ代表が、占領地域内外において自国軍隊の構成員がハーグ条約の附属規則違反行為をなした場合、その交戦国が有責であることを認め、その規則違反行為により損害を受けた個人に対して当該交戦国が賠償をすることを要求すべく、ハーグ条約に次の2つの条文を追加することを提案した。

「提案第1条 附属規則の条項に違反して中立の者を侵害した交戦当事者は、その者に対して生じた損害をその者に対して賠償する責任を負う。交戦当事者は、その軍隊を組成する人員の一切の行為につき責任を負う。

現金による即時の賠償が予定されていない場合において、交戦当事者が生じた損害及び支払うべき賠償額を決定することが、当面交戦行為と両立しないと交戦当事者が認めるときは、右決定を延期することができる」

「提案第2条 附属規則の条項に違反した行為により交戦相手側の者を侵害したときは、賠償の問題は、和平の締結時に解決するものとする」

右提案の理由に関して、ドイツ代表は、次のような趣旨を説明した。

「陸戦の法規慣例に関する規則の違反が行われた場合の規定を付加することにより、同規則を補完することを目的とするドイツ提案の理由を簡単に説明したい。

陸戦の法規慣例に関する条約によれば、各国政府は、同条約付属の規則に従った指令をその軍隊に対して出す以外の義務を負わない。これらの規定が軍隊に対する指令の一部になることにかんがみれば、その違反行為は、軍の規律を守る刑法により処断される。しかし、この刑事罰則だけでは、あらゆる個人の違法行為の予防措置とはならないことは明かである。同規則の規定に従わなければならないのは、軍の指揮官だけではない。士官、下士官、1兵卒にも適用されなければならない。したがって、政府は、自らが合意に従って発した訓令が、戦時中、例外なく遵守されることを保障することはできないであろう。

かかる状況にあって、同規則の規定の違反行為による結果について、検討しておくべきである。

『故意によるか又は過失によるかを問わず、違法行為により他人の権利を侵害した者は、それにより生じた損害を賠償する義務をその他人に対して負う。』との私法の原則は、国際法の、現在議論している分野においても妥当する。しかし、国家はその管理・監督の過失が立証されない限り責任を負わないという過失責任の法理によるとするのでは不充分である。このような法理をとると、政府自身には何の過失もないというのがほとんどであろうから、付属規則違反行為により損害を受けた者が政府に対して賠償を請求することができないし、有責の士官又は兵卒に対し損害賠償請求をすべきであるとしても、多くの場合は現実には賠償を得ることができないであろう。

したがって、われわれは、軍隊を組成する者が行った規則違反による一切の不法行為責任は、軍隊を保有する国の政府が負うべきであると考ええる。

その責任、損害の程度、賠償の支払い方法の決定にあたっては、中立の者と敵国の者と区別をし、中立の者が損害を受けた場合は、交戦行為と両立する最も迅速な救済を確保するために必要な措置を講じるべきであろう。一方、敵国の者については、賠償の解決を和平の回復のときまで延期することが必要不可欠である。」

審議では、右のドイツ提案の被害者個人が加害国に直接に損害賠償を請求でき、加害国は無過失の責任を負うという基本的内容には全3加国に異論はなく、

ロシアやスイスの代表が賛同の発言をした。

一方、中立国の市民と交戦国の市民とで条文を分けていた点についてフランスやイギリスから質問があったが、ドイツ代表の提案の趣旨は、中立国の市民と交戦国の市民との間で損害賠償について区別をすることを目的とするものではなく、唯一、賠償の支払方法についてだけ違いを設けたものだった。

結局、審議を行ったハーグ平和会議の第2委員会は、先のドイツ代表の提案中の主眼である提案第1条の部分を基本にして、条文上は中立国と交戦国とを区別しない形で、次のような規定にまとめた。

「本規則の条項に違反する交戦当事者は、損害が生じたときは、損害賠償の責任を負う。交戦当事者は、その軍隊を組織する人員の一切の行為につきその責任を負う」

総会は、右の規定を全会一致で採択した。起草委員会は、これを条約の付属規則ではなく、条約本文に置くべきであるとし、ハーグ条約の第3条とされた規定が総会で全会一致で採択され、前記ハーグ条約第3条の規定となった。

(3) さらにハーグ条約第3条の文言の意味について検討する。

右第3条は「賠償」の文言について、正文のフランス文では“indemnité”という言葉が使われ、その英文訳には、“compensation”という言葉が使われている。その英語の“compensation”は、主として個人間の不法行為や契約違反等によって生じた損害の金銭賠償を意味する概念である。国家間の賠償の場合の“reparation”は使われていない。以上のような同条項の文言からも、ハーグ条約第3条の規定が、被害者個人が直接に加害国に対して損害賠償を請求できる権利を定めたものであることは明らかである。

4、ハーグ条約の国内法的効力

ハーグ条約について、日本は、前述のとおり1907年に署名し、1911年11月に批准、12月に批准書を寄託し、翌12年1月に公布しており、これにより同条約は、日本において国内法的効力を持つにいたった。

そもそも大日本帝国憲法では、その第13条に「天皇ハ戦ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ条約ヲ締結ス」とあるとおり、条約の締結権は天皇にあった。条約については帝

国議会の関与はなく、天皇の裁可で条約の締結、批准を行い、批准書を寄託した後、公布すれば、条約は国内法的効力を有するとされた。実際の取扱でも、条約として公布されれば、たとえその内容が法律をもってしなければ臣民の権利義務を生ずることを得ない事項に関する場合でも、直ちに国内法としての効力があるものとして扱われてきた。

そして、日本国憲法第98条2項によって遵守を要求される条約及び国際慣習法は、立法措置等の特別の手段をとるまでもなく、日本国憲法の同条項の一般的授權に基づいて、自動的かつ包括的に日本の国内法の一部になり国内法上執行可能なものとなる。

したがってハーグ条約ないしこれと同内容の国際慣習法は、国内法的効力を持つ。

5、ハーグ条約の自動執行力

ハーグ条約が国内法的効力を有するとしても、日本国内において同条約が法律などと同様に適用されるためには、国内法による補完・具体化がなくとも条約の内容上そのままの形で国内法として直接に実施され、私人の法律関係について国内の裁判所と行政機関の判断根拠として適用できること、すなわち、「自動執行力」が認められなければならない。

- (1) 条約に自動執行力が認められるためには、第1に、主観的な要件として、条約の作成・実施の過程の事情により、私人の権利義務を定め直接に国内裁判所で執行可能な内容のものにするという、締約国の意思が確認できることが必要であり、第2に、客観的な要件として、私人の権利義務が明白かつ確定的、完全かつ詳細に定められていて、その内容を具体化する法令にまつまでもなく国内的に執行可能な条約規定であること、が必要である。

判例においても、「国内的効力が認められた国際法規（条約のほか、国際慣習法も含む）が国内において適用可能か否かの判断基準について考えるに、まず当然のことながら条約締結国の具体的な意思如何が重要な要素となることはもとより、規定内容が明確でなければならない。」とされている（東京高裁平成5年3月5日判決・『判例タイムズ』881号76頁）。

- (2) これをハーグ条約第3条についてみるに、まず、右の締約国の意思につい

ては、前述した同条の制定過程、特にその提案理由をみれば、同条が、加害国に対する被害者個人の損害賠償請求権を定め、かつ直接に加害国に損害賠償を求めることを、締約国が承認していたことが明かである。

すなわちハーグ条約3条は、ハーグ規則の各国軍隊構成員による遵守の徹底を図るためには、軍隊構成員の訓令違反を理由とする軍事刑罰法規による処罰だけでは不十分であることを指摘した上で、国家責任の観点から、①個人に生じた損害を救済の対象として取り上げる、②政府はその軍隊に属する者の一切の行為について無過失責任を負う、とすることを立法趣旨とするものであった。そして、右の趣旨は各国代表から全員一致で支持を得た。以上のとおり、ハーグ条約第3条の締約国が、この条項を、ハーグ規則違反行為によって実際に損害を受けた被害者個人が、直接に加害国に対しその損害賠償を求めることを可能にするためのものという認識をもって締結したことは疑いの余地はない。

(3) 次に、同条約3条の規定の内容も、極めて明確であるといえる。そもそも明確性が要求される根拠は、それが国内的に執行されることにより国内の法的安定性を害してはならないという要請からである。したがって、明確性の程度は、同種の国内法と同程度であれば足り、それ以上である必要はない。

わが国の不法行為の一般原則を定める民法709条は「故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタ」と極めて一般的に不法行為の発生要件を定めているに過ぎないし、また、国の不法行為賠償責任を定める国家賠償法1条も、「公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは」と極めて抽象的文言で規定されている。これらの条文中の各要件の具体的内容は、裁判所の判例の積み重ねによって決められている。

このようなわが国の制度に照らしてみるならば、ハーグ条約第3条の規定の方がより具体的かつ詳細な要件を規定していることは一見して明らかである。

従ってハーグ条約は、日本の国内法として十分な明確性を有しているものである。

6、ハーグ条約第3条に基づく国内裁判所による救済

ハーグ条約第3条が、被害者個人の加害国に対する損害賠償請求権を認めたものであり、かつ、国内法的効力及び自動執行力を持つことから、同条約に基づいて国家間で、個人の国際法上の権利能力を承認することについて、合意があったことになる。いいかえれば、条約が右のような条件を備えていれば国内裁判所はその条約を適用して判断をなしうるのである。

この場合には国際機関ではなく国家機関である国内裁判所が国際管轄権（国際法の執行）の行使を担当することになる。したがって、ハーグ条約第3条に基づいて、わが国の裁判所は、ハーグ条約上の問題に対する管轄権を持ち、同条約に準拠してこの管轄権を行使することができる。

現に、わが国の裁判所は、ハーグ規則を国内法としてその直接適用を認めている（水交社事件、東京地方裁判所昭和41年2月28日判決・判例時報441号3頁以下、法華経の認証無効確認事件、千葉地方裁判所昭和31年4月10日判決・判例時報76号12頁以下）。

ところで、個人が相手国に対する請求権を実現する手続の中で、最も現実的で、かつ最も実効性のある請求の方法は、和平後に加害国の裁判所に出訴する方式である。

右の方式が最も有効であることは、被害者個人は、被告に対する損害賠償請求権を被告の現在の司法的救済の手続法に従って実現することができるという、現在確立された国際人権法上の法理によっても裏付けられる。また、右の方式の有効性は、世界人権宣言8条が「すべて人は、憲法または法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する」と規定していること、さらに、市民的及び政治的権利に関する国際規約2条3項が、権利を侵害された個人の効果的救済への権利を国際規範とするために効果的救済を求める者は何人でもその権利を権限のある司法的、行政的、または立法的な機関によって、または締約国の法制度によって定められたその他の権限ある当局によって、決定されることを求めていることによっても、広く国際人権法上承認されているところである。

以上の通り、ハーグ条約第3条に基づいて発生した被害者個人の損害賠償請求権

は、和平成立後に、被害者個人が加害国の裁判所に提訴し、その国の司法手続に従って実現することができるのである。

7、以上より、本件訴訟において、原告らは、被告に対し、ハーグ条約第3条に基づき、本件細菌戦につき損害賠償請求権を有する。

3、中国法に基づく損害賠償請求権

1、国際不法行為の準拠法について、法例第11条1項は、「事務管理、不当利得又ハ不法行為ニ因リテ生スル債権ノ成立及ヒ効力ハ其原因タル事実ノ発生シタル地ノ法律ニ依ル」と定める。

本件の不法行為の原因たる事実の発生地は、被告が本件細菌戦という不法行為を行った行動地も、原告らが被害にあった結果の発生地も、ともに中国であるので、本件不法行為の原因たる事実の発生地は中国であることに問題がない。

したがって、本件については、1940年ないし1942年当時の中国の不法行為法が適用されなければならない。

2、1940年ないし1942年当時、中国において効力を有していた民事関係法は、1929年11月22日公布、1930年5月5日施行の中華民法であり、次のような内容であった（ただし、丸括弧の中は中国語文）。

① 同法第184条1項

「故意又は過失に因りて不法に他人の権利を侵害したる者は損害賠償の責任を負う。故意に善良の風俗に反する方法を以て他人に損害を加えたる者亦同じ」（因故意或過失、不法侵害他人之權利者、負損害賠償責任。故意以背於善良風俗之方法、加損害於他人者亦同）

② 同法第185条1項

「数人が共同して不法に他人の権利を侵害したるときは連帯して損害賠償の責任を負う。数人中孰れが加害者なるかを知ること能わざるとき亦同じ」

（数人共同不法侵害他人之權利者、連帯負損害賠償責任。不能知其中孰為加害人

者、亦同)

③ 同法第188条1項

「被用者が職務の執行に因りて不法に他人の権利を侵害したるときは使用者は行為者と連帯して損害賠償の責任を負う。但し被用者の選任及びその職務の執行の監督につき相当の注意をなしたるとき又は相当の注意をなすもなお損害の発生を免るべからざりしときは使用者は賠償の責任を負うことなし」

(受傭人因執行職務、不法侵害他人之權利者、由傭用人與行為人連帶負損害賠償責任。但選任受傭人及監督其職務之執行已盡相當之注意或縱加以相當之注意而仍不免發生損害者、傭用人不負賠償責任)

④ 同法第194条

「不法に他人を侵害して死に致したる者に対しては被害者の父、母、子及び配偶者は財産以外の損害についてもまた相当の金額の賠償を請求することを得」(不法侵害他人致死者、被害人之父、母、子、女及配偶、雖非財産上之損害、亦得請求賠償相當之金額)

⑤ 同法第195条1項

「不法に他人の身体、健康、名誉又は自由を侵害したる者に対しては被害者は財産以外の損害についてもまた相当の金額の賠償を請求することを得。その名誉を侵害せられたる者は併せて名誉回復に適當なる処分を請求することを得」(不法侵害他人之身體、健康、名譽或自由者、被害人雖非財産上之損害、亦得請求賠償相當之金額。其名譽被侵害者、並得請求爲回復名譽之適當處分)

3、なお、法例11条2項は、「前項ノ規定ハ不法行為ニ付テハ外国ニ於テ発生シタル事実カ日本ノ法律ニ依レハ不法ナラサルトキハ之ヲ適用セス」と規定しているが、本件加害行為は、その態様においても被害の程度においても、歴史上稀有なものであり、あらゆる価値基準からみても到底容認されえない国際不法行為であることは明らかである。また、加害者の故意があったことに疑いの余地はない。したがって、本件細菌戦が、客観的にも主観的にも、日本法の不法行為に該当するものであり、本件の場合、法例11条2項が適用される余地はない。

4、したがって、法例 11 条 1 項の適用により、原告らは、被告に対し、中華民国民法第 184 条、第 185 条、第 188 条、第 194 条、第 195 条に基づき、本件細菌戦による本件各被害につき損害賠償請求権を有する。

第7 原告らの損害

1、^{チュジョウ}衢州の原告らの損害

浙江省衢州市の原告らは、次の原告番号1ないし5の5名である。（なお、同番号は6地域通しの番号とする。また、原告の生年月日は、すべて1900年代なので、西暦の下2桁のみを表示する。以下、同じ。）

右5名の原告らは、その家族が日本軍の細菌戦によって、衢州市で発生したペスト流行によりペストに罹患し、いずれも高熱、頭痛、鼠径腺腫、嘔吐などの症状を呈して死亡したことにより、親しい親族をなくしたことで耐え難い精神的苦痛を被った。

右5名が被った精神的苦痛を金銭に評価すると、それぞれ各金1000万円を下らないことが明らかである。

№	原告名	性別	年齢	生年月日	死亡者名(原告との続柄)
1	^{チョン} 程 ^{シウ} 秀 ^ジ 芝	女	71歳	26年5月24日	程鳳娜（姉）
2	^ウ 呉 ^{トゥ} 土 ^フ 福	男	67歳	29年12月9日	呉土英（姉）
3	^{ジュ} 祝 ^ル 汝 ^{タオ} 涛	男	76歳	20年11月15日	祝汝松（弟）
4	^{ヤン} 楊 ^ダ 大 ^{ファン} 方	男	65歳	32年6月7日	楊惠風（父）
5	^{イエ} 葉 ^{サイ} 賽 ^{ジョウ} 舟	女	67歳	30年1月10日	葉孔氏（祖母） 葉松元（伯父）

2、^{イウ}義烏の原告らの損害

浙江省義州市市街地の原告らは、原告番号6ないし36の31名である。

原告樓啓才、原告陳学能を除く原告29名及び原告樓啓才の父樓杰明、原告陳学能の父陳福良の2名は、その家族が日本軍の細菌戦によって、いずれも義州市で発生したペスト流行によりペストに罹患し、高熱、頭痛、鼠径腺腫、嘔吐などの症状を呈して

死亡したことにより、親しい親族をなくしたことで耐え難い精神的苦痛を被った。

右31名が被った精神的苦痛を金銭に評価すると、それぞれ各金1000万円を下らないことが明らかである。

なお、原告樓啓才は、父樓杰明の死亡により、原告陳学能は、父陳福良の死亡により、それぞれ損害賠償請求権を全部相続したものである。

№	原告名	性別	年齢	生年月日	死亡者名(原告との続柄)
6	ジン 金 ズゥ 祖 チャン 昌	男	72歳	25年3月29日	金爾祥(父) 金祖元(弟) 金小元(弟)
7	ウ 呉 チィ 圻 リン 林	男	64歳	32年11月28日	嗣光妻(祖母) 呉圻牛(兄) 呉章珠(妹)
8	ジン 金 ズゥ 祖 ホォイ 惠	男	77歳	19年8月19日	陳竹英(祖母) 呉才英(母) 金宝釵(妹)
9	ジン 金 ズゥ 祖 チ 池	男	75歳	21年9月14日	陳竹英(祖母) 呉才英(母) 金宝釵(妹)
10	ワン 王 ホォイ 惠 グァン 光	女	71歳	26年6月27日	樓蘭英(祖母) 何秀順(母) 王惠香(姉) 樓齊禄(甥)
11	ロウ 樓 チィ 啓 ツァイ 才	男	45歳	51年11月29日	樓良池(亡父の弟)
12	モン 孟 シェン 賢 フウ 富	男	80歳	17年6月9日	孟樟林(父) 孟四妹(妹)
13	ロウ 樓 チィウ 秋 シン 星	男	72歳	25年5月5日	樓筱芳(妹)

№	原 告 名	性別	年齢	生年月日	死亡者名(原告との続柄)
14	ジン 金 仁 均	男	69歳	28年4月13日	金華喜(父) 金銀香(妹) 金華海(叔父)
15	ロウ 楼 賽 君	女	67歳	29年12月22日	朱荷鳳(母) 朱桂鳳(伯母) 朱炳堂(伯父)
16	ジャン 張 曙	男	60歳	37年3月12日	張兪氏(祖母)
17	イエ 葉 樟 基	男	64歳	33年7月15日	何菊鳳(母)
18	イエ 葉 小 基	男	61歳	36年4月18日	何菊鳳(母)
19	ホ 何 関 南	男	69歳	28年3月4日	何菊鳳(姉)
20	ロウ 楼 斉 龍	男	69歳	27年9月15日	楼紹通(父) 楼斉・(弟)
21	ヤオ 姚 選 宝	男	57歳	39年12月6日	姚小田(父) ・七妹(母) 姚根生(兄) 姚菊如(姉) 姚樟田(伯父) 姚選東(叔父)
22	ロウ 楼 賽 男	女	75歳	22年8月7日	楼金栄(父) 黄順英(母) 楼良春(弟) 楼忠四(叔父)
23	チェン 陳 知 法	男	64歳	32年11月20日	陳応奎(父) 陳知松(兄)
24	ロウ 楼 肇 松	男	79歳	18年5月3日	譚茂南(母)

№	原 告 名	性別	年齢	生年月日	死亡者名(原告との続柄)
25	チェン シュエ ノン 陳 学 能	男	32歳	64年9月24日	陳章漢（亡父の父） 朱良蘭（亡父の母） 陳朱氏（亡父の祖母）
26	チェン リアン フウ 陳 良 福	男	78歳	18年11月15日	陳文賚（叔父）
27	ジャン グォイ オ 張 桂 娥	女	93歳	04年8月10日	王者春（長女）
28	ロウ アイ メイ 楼 愛 妹	女	67歳	30年3月11日	傳宝蘭（母）
29	ロウ リアン チン 楼 良 琴	男	61歳	35年12月10日	楼忠後（父） 李球英（母） 楼雲蘭（姉） 楼春香（姉） 楼園球（伯母）
30	ロウ チュン オ 楼 春 娥	女	61歳	36年3月4日	馬嘉英（祖母） 黄肖梅（母）
31	ロウ ルェン ジン 楼 仁 錦	男	74歳	23年2月15日	吳福官（母） 楼三妹（妹）
32	ロウ リアン ティエン 楼 良 田	男	80歳	16年10月26日	楼章松（父）
33	リィウ ホァ ルウオン 劉 華 榮	男	77歳	20年6月22日	王鳳蘭（母） 劉月娥（妹）
34	ジャン ツァイ ホ 張 彩 和	女	65歳	32年2月12日	張錦寿（父） 傳宝琴（母）
35	ロウ ルェン ヤオ 楼 仁 耀	男	61歳	35年8月30日	吳大妹（母）
36	ロウ ルェン ルウオン 楼 仁 榮	男	79歳	18年2月23日	施秋蓮（母）

3、^{チョオンシャン}崇山村の原告らの損害

浙江省義烏市崇山村の原告らは、原告番号37ないし66の30名である。

原告王新林、原告王福元、原告王選、原告王俊豪、原告鄭冬妹を除く原告25名及び原告王新林の父王化吉、原告王福元の父、原告王選の父王容海、原告王俊豪の父王良琴、原告鄭冬妹の夫の5名は、その家族が日本軍の細菌戦によって、いずれも崇山村で発生したペスト流行によりペストに罹患し、いずれも高熱、頭痛、鼠径腺腫、嘔吐などの症状を呈して死亡したことにより、親しい親族をなくしたことで耐え難い精神的苦痛を被った。

右30名が被った精神的苦痛を金銭に評価すると、それぞれ各金1000万円を下らないことが明らかである。

なお、原告王新林は、父王化吉の死亡により、原告王福元は、父の死亡により、原告王選は、父王容海の死亡により、原告王俊豪は、父王良琴の死亡により、原告鄭冬妹は、夫の死亡により、それぞれ損害賠償請求権を全部相続したものである。

№	原告名	性別	年齢	生年月日	死亡者名(原告との続柄)
37	王 仕 化	男	61歳	35年11月4日	王茂雲(父)
38	王 松 良	男	59歳	37年10月17日	王二妹(叔父) 王煥章(祖父) 王基法(伯父) 王鳳・(伯父) 王基炉(叔父)
39	王 錦 悌	男	62歳	35年3月12日	王基有(弟) 王樟・(伯父) 王煥祿(叔父)
40	王 希 存	男	62歳	34年10月20日	王雲菊(姉)

№	原告名	性別	年齢	生年月日	死亡者名(原告との続柄)
41	ワン ジィ リアン 王 基 良	男	69歳	27年12月4日	・桂香(妹)
42	ワン ホアン チャオ 王 煥 潮	男	71歳	25年10月17日	樓四妹(母) 王仙梅(姉)
43	ワン シン リン 王 新 林	男	53歳	44年1月24日	王茂雲(亡父の父)
44	ワン ジン チャン 王 旌 昌	男	78歳	18年10月10日	王道生(父) 鮑春妹(母) 王旌善(兄) 王旌菊(弟) 王旌倫(弟) 王興漢(甥) 王妹(姪)
45	ワン ルウオン リ 王 榮 理	男	63歳	34年5月21日	何金球(母) 王樟潮(弟) 王小弟(弟)
46	ワン ジィ ユエ 王 基 月	男	64歳	33年3月2日	王仙玉(姉) 王基玉(弟)
47	ワン シン チェン 王 興 錢	男	69歳	28年1月3日	俞春球(母) 王興貴(弟)
48	ワン ビン ジャン 王 炳 樟	男	81歳	16年2月7日	王関海(長男) 王妹(長女)
49	ワン ミン グアン 王 明 光	男	54歳	42年9月15日	王明栄(兄) 王春鳳(姉) 王明芳(姉)
50	ワン ジン ソン 王 景 松	男	79歳	17年11月20日	王文権(父) 鄭桂珠(母)

№	原 告 名	性別	年齢	生年月日	死亡者名(原告との続柄)
51	ワン ジィ ユイ 王 基 寶	男	54歳	42年10月27日	王雲香（娘） ・ 樟翠（母） 文潭・（祖母）
52	ワン フゥ ユアン 王 福 元	男	53歳	43年11月 1 日	王鳳華（亡父の長女） 呉東妹（亡父の母）
53	ワン グォイ チュン 王 桂 春	女	69歳	28年 3 月 1 日	王仙蘭（妹） 王小弟（叔父）
54	ワン ジィ ムウ 王 基 木	男	69歳	28年 8 月 6 日	呉翠珠（母） 王香菊（妹）
55	ワン シエン ビ 王 仙 璧	男	64歳	33年 4 月11日	王徳佳（父）
56	ワン ルウオン セン 王 栄 森	男	74歳	22年10月25日	朱金芝（妹）
57	ワン ジン ホア 王 晋 華	男	60歳	37年 1 月11日	王六妹（伯父） 王樟・（叔父）
58	ワン ルウオン リアン 王 栄 良	男	68歳	28年 8 月31日	王鳳林（父） 賈宝雲（母） 王栄章（弟） 王牛妹（弟） 王牛弟（弟） 王牛兵（弟） 王鳳生（叔父）
59	ワン シァン チン 王 善 慶	男	73歳	24年 7 月26日	王善海（兄） 王海蘭（姉）
62	ワン トオン 王 怙	男	68歳	28年 9 月28日	王径（弟）
63	ワン ルウオン イ 王 容 儀	女	69歳	28年 9 月	王海宝（弟） 王小弟（叔父）

№	原告名	性別	年齢	生年月日	死亡者名(原告との続柄)
64	王 選 ワン シュアン	女	45歳	52年8月6日	王海宝(亡父の弟)
65	王 俊 豪 ワン ジュン ハオ	男	52歳	45年4月21日	王栄禧(亡父の父) 栄禧妻(亡父の母) 朱通(亡父の祖母) 王良善(亡父の弟)
66	鄭 冬 妹 ジョン ドン メイ	女	78歳	19年1月8日	呉海蘭(亡夫の妻) 王小弟(亡夫の子)

4、^{ニンボ}寧波の原告らの損害

浙江省寧波の原告らは、原告番号67ないし72の6名である。

原告銭貴法を除く5名は、その家族が日本軍の細菌戦によって寧波で発生したペスト流行により、ペストに罹患し、いずれも高熱、頭痛、鼠径腺腫、嘔吐などの症状を呈して死亡したことにより、親しい親族を亡くしたことで耐え難い精神的苦痛を被った。

また、原告銭貴法は、1940年11月1日にペストに罹患し死線をさまよい生き延びたものであり、肉体的かつ精神的な傷害を受け、耐え難い精神的苦痛を被った。

右6名が被った精神的苦痛を金銭に評価すると、それぞれ各金1000万円を下らないことが明らかである。

№	原告名	性別	年齢	生年月日	死亡者名(原告との続柄)
67	何 祺 綏 ホ チィ スォイ	男	66歳	31年3月17日	何福林(叔父)
68	付 仁 娟 フッ ルェン ジュアン	女	80歳	17年7月1日	何福林(夫)

№	原 告 名	性別	年齢	生年月日	死亡者名(原告との続柄)
69	ジアン シン イン 蔣 杏 英	女	58歳	38年 9 月27日	蔣阿宝（父） 蔣信発（兄）
70	ジアン ジェン ジュ 蔣 家 駒	男	56歳	40年 9 月17日	蔣阿宝（祖父） 蔣信発（叔父）
71	フッ シェン ジョオン 胡 賢 忠	男	65歳	32年 2 月 6 日	胡世桂（父） 胡陳氏（母） 胡菊仙（姉） 胡貢慶（弟）

№	原 告 名	性別	年齢	生年月日	備 考
72	チェン グォイ ファ 銭 貴 法	男	69歳	27年11月 9 日	生存者（原告本人）

5、常德^{チャンデ}の原告らの損害

湖南省常德の原告らは、原告番号73ないし102の30名である。

原告方運勝、原告馬培成、原告・緒官、原告李麗枝、原告熊金枝、原告賀鳳鳴、原告黄岳峰を除く原告23名及び原告方運勝の父方整生、原告馬培成の父馬仙仁、原告・緒官の父・紹業、原告李麗枝の夫丁旭章、原告熊金枝の父熊用坤の5名は、その家族が日本軍の細菌戦によって、いずれも常德で発生したペスト流行によりペストに罹患し、いずれも高熱、頭痛、鼠径腺腫、嘔吐などの症状を呈して死亡したことにより、親しい親族をなくしたことで耐え難い精神的苦痛を被った。

また、原告賀鳳鳴と原告黄岳峰は、1942年11月ころにペストに罹患し、死線をさまよい生き延びたものであり、肉体的精神的傷害により、耐え難い精神的苦痛を味わった。

その精神的苦痛を金銭に評価すると、それぞれ各金1000万円を下らないことが

明らかである。

なお、原告方運勝は、父方整生の死亡により、原告馬培成は、父馬仙仁の死亡により、原告・緒官は、父・紹業の死亡により、原告李麗枝は、夫丁旭章の死亡により、原告熊金枝は、父熊用坤の死亡により、それぞれ損害賠償請求権を全部相続したものである。

№	原告名	性別	年齢	生年月日	死亡者名(原告との続柄)
73	何 英 珍 ホ イン ジェン	女	62歳	34年10月26日	何毛它（弟）
74	方 運 芝 ファン ユン ジ	女	58歳	39年7月9日	方運登（兄）
75	方 運 勝 ファン ユン ション	男	51歳	45年9月3日	方運登（亡父の長男）
76	馬 培 成 マ ベイ チョン	男	43歳	54年2月18日	馬保林（亡父の父） 黄雪梅（亡父の母）
77	柯 茂 コ ガオ マオ	男	71歳	25年12月24日	柯先福（養父）
78	朱 九 英 ジュ ジウ イン	女	91歳	05年10月15日	・緒武（長男） ・緒文（次男）
79	・ 緒 官 ガオ シュイ グアン	男	52歳	44年10月5日	・緒武（亡父の長男） ・緒文（亡父の次男）
80	李 玉 仙 リ ユイ シェン	女	81歳	16年7月10日	李佑生（父） 陳梅姑（母） 李新・（弟） 李惠・（弟） 李春香（姉） 李月英（伯母）
81	李 宏 華 リ ホン ホア	男	67歳	30年5月6日	李佑生（祖父） 陳梅姑（祖母） 李新・（叔父）

№	原 告 名	性別	年齢	生年月日	死亡者名(原告との続柄)
82	リ 李 ドン 登 チン 清	男	65歳	31年12月23日	李惠・(叔父) 李春香(伯母) 李佑生(祖父) 陳梅姑(祖母) 李新・(叔父) 李惠・(叔父) 李春香(伯母)
83	リ 李 アン 安 グウ 谷	男	63歳	33年9月30日	李佑生(祖父) 陳梅姑(祖母) 李新・(叔父) 李惠・(叔父) 李春香(伯母)
84	リ 李 アン 安 チン 清	男	57歳	40年8月24日	李耀金(祖父) 朱菊英(祖母) 李宗桃(父) 李元成(叔父)
85	ワン 王 ジン 金 シャン 山	男	70歳	26年11月21日	周蓮清(母)
86	ワン 王 チャン 長 ション 生	女	65歳	31年10月18日	王春初(父) 王苗子(叔母) 丁柏清(妹)
87	ディン 丁 ニエン 年 チン 清	女	77歳	20年2月1日	丁劉氏(亡夫の祖母)
88	リ 李 リ 麗 ジ 枝	女	72歳	24年10月29日	丁長発(亡夫の父) 魯開秀(亡夫の母) 丁尾新(亡夫の叔父) 丁尾臣(亡夫の叔父) 丁月蘭(亡夫の妹)

№	原 告 名	性別	年齢	生年月日	死亡者名(原告との続柄)
89	リィウ 劉	男	62歳	34年 8 月13日	丁妹之（亡夫の妹） 劉学金（兄）
90	ホアン 黄	男	80歳	16年12月16日	黄金枝（妹）
91	ション 熊	女	49歳	47年11月28日	陳三元（亡父の母）
92	シ 石	女	56歳	40年10月11日	劉冬枝（母）
93	ワン 王	男	62歳	34年 8 月28日	王煥斌（父）
94	ニエ 梯	男	66歳	31年 3 月31日	陳元宝（祖母） 梯陽春（妹）
95	シ 石	男	84歳	12年10月20日	王清秀（妻）
96	ション 熊	男	72歳	24年 9 月15日	熊瑞皆（父）
97	シアン 向	女	80歳	17年 2 月25日	彭善中（夫）
98	ウエン 文	女	81歳	16年 3 月10日	石東生（夫）
99	ワン 王	男	66歳	31年 1 月22日	王以圭（父）
100	リ 李	女	73歳	23年10月 1 日	張春国（伯父）

№	原 告 名	性別	年齢	生年月日	備 考
101	ホ 賀	男	73歳	24年 5 月 8 日	生存者（原告本人）
102	ホアン 黄	男	73歳	24年 6 月13日	生存者（原告本人）

6、江山の原告らの損害

浙江省江山の原告らは、原告番号103ないし108の6名である。

原告金效軍を除く原告5名及び原告金效軍の母毛8妹は、その家族が、江山での日本軍の細菌戦によって、コレラに罹患し、いずれも腹痛を起こし、嘔吐、下痢で脱水症状などの症状を呈して死亡したことにより、親しい親族をなくしたことで耐え難い精神的苦痛を被った。右の6名が被った精神的苦痛を金銭に評価すると、それぞれ各金1000万円を下らないことが明らかである。

なお、原告金效軍は、母毛八妹の死亡により、損害賠償請求権を全部相続したものである。

№	原告名	性別	年齢	生年月日	死亡者名(原告との続柄)
103	ライ 頼 ゲン 根 ショイ 水	男	70歳	26年12月19日	頼世貞（父）
104	ライ 頼 チン 清 チュアン 泉	男	67歳	30年6月10日	頼清漾（弟） 頼双蘭（妹） 頼双花（妹）
105	シュエ 薛 베이 培 제오 沢	男	68歳	29年4月22日	頼清漾（甥） 頼双蘭（姪） 頼双花（姪）
106	ジョン 鄭 리엔 蓮 메이 妹	女	64歳	33年2月2日	周珠芝（養母）
107	ジン 金 シアオ 效 グアン 光	男	67歳	30年6月6日	陳愛和（祖母）
108	ジン 金 シアオ 效 ジュン 軍	男	51歳	46年4月18日	陳愛和（亡母の母）

第8 結 語

本件訴訟の被害者中の191名の死亡者らは、日本軍の細菌戦で殺されたことを知らずに死んでいった。一方、3名の生存者も、自分が罹患したペストが日本軍の細菌戦によるものであることを、50年間余り明確に認識できないで今日まできた。

このように細菌戦の被害者らは、自分たちが日本の侵略戦争によって殺され、傷つけられたのに、その虐殺の事実を歴史から抹殺されてきたのである。したがって細菌戦で殺されたり、傷つけられた人たちは、まさに「人間としての尊厳」を奪われてきたのである。ここに中国の細菌戦被害の深刻さがある。

本件裁判は、原告らが、死者に代わって、この奪われた「人間の尊厳」を取り戻そうとするものである。

法の根源は正義と真理である。細菌戦は本件裁判で初めて裁かれるが、裁判の中で細菌戦がいかに反人間的な戦争犯罪かが全面的に明らかになる。戦争犯罪を認定し被害者に賠償を実現するのは、裁判所の崇高な使命である。裁判所は、原告らの請求を全面的に認めて、歴史の真実を明らかにし正義を実現しなければならない。

立 証 方 法

甲第1号証 「日本軍の細菌戦—明らかになった陸軍総がかりの実相—」（吉見義明、伊香俊哉著。『季刊戦争責任研究』2号所収。日本の戦争責任資料センター、93年12月15日発行）

甲第2号証 『731部隊と天皇・陸軍中央』（吉見義明、伊香俊哉共著。岩波書店、95年12月20日発行）

甲第3号証 『戦争と疫病 — 731部隊のもたらしたもの』（松村高夫、解学詩、郭洪茂、李力、江田いつみ、江田憲治共著。本の友社、97年8月15日発行）

その他、口頭弁論にて提出する。

添 付 書 類

- | | |
|-------|---------|
| 1、委任状 | 1 0 8 通 |
| 1、甲号証 | 各 1 通 |